

c h a p t e r 3



第3章

分野別に見た外交

第1節

国際社会の平和と安定に向けた取組

1. 日米安全保障体制

【総論】

日米安全保障体制(以下、日米安保体制)は、戦後、日本及び極東に平和と繁栄をもたらし、また、アジア太平洋地域における安定と発展のための基本的な枠組みとしても有効に機能してきた。同時に、北朝鮮による弾道ミサイル発射(7月)及び核実験(10月)が示すとおり、アジア太平洋地域には、冷戦終結後も地域紛争、大量破壊兵器やミサイルの拡散など、不安定な要素が依然存在している。このような状況において、日本及び地域の平和と安全を確保するために、同盟国たる米国と日米安保体制を一層強化していくことは重要な課題である。

日米両政府は、日米安保体制を一層強化するための協議を続けてきており、それに基づく在日米軍の再編を進めている。また、米国の対日防衛義務を果たす約束が揺るぎないものであることは、累次の機会に確認されている。例えば、北朝鮮による核実験直後、ブッシュ大統領は米国が日本の安全保障のためのすべての義務を果たすことを明言した。また、その後まもなく訪日したライス国務長官は、米国として日米安保条約を含めた日米安保体制上のすべての義務に従って、日本の防衛に対する米国の確固たる決意を安倍総理大臣に対して再確認するとともに、米国が日本の防衛のためのすべての義務を果たすための意思と能力を有することを明言した。

安全保障に関する日米間の協議の場(2006年12月現在)

名称	内容	構成員または参加者	
		日本側	米国側
日米安全保障協議委員会(SCC)(「2+2」会合)	日米両政府間の理解の促進に役立ち、安全保障の分野における協力関係の強化に貢献するような問題で、安全保障の基盤をなし、かつ、これに関するものについて協議。	外務大臣 防衛大臣等	国務長官 国防長官等 (1990年12月26日以前は駐日米大使、太平洋軍司令官)
日米安全保障高級事務レベル協議(SSC)	日米相互にとって関心のある安全保障上の諸問題について意見交換。	(厳格には定められていないが、近年は) 外務省北米局長 防衛省防衛局長等	国務次官補 国防次官補等
日米合同委員会	日米地位協定の実施に関して、相互間の協議を必要とするすべての事項に関する日本国政府と米国政府との間の協議機関。	外務省北米局長 防衛施設庁長官等	在日米軍司令部副司令官 在日米大使館公使

(1) 在日米軍の兵力態勢の再編等

冷戦終結以降、米国をはじめ日本を含む西側諸国がかつて直面したソ連という脅威は消滅した一方で、国際テロ、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散など、抑止力が効かず、非対称でより予測が困難な新たな脅威が顕著化している。米国はこのような新たな安全保障環境における課題に対処するため、軍事技術の進展を活用し、より機動性の高い態勢を実現することを目標に、米軍の全世界的な軍事態勢の見直しを行っており、日本を含めた同盟国、友好国等と緊密に協議してきている。

麻生外務大臣が出席した5月の日米安全保障協議委員会(以下、「2+2」会合)(図表「安全保障に関する日米間の協議の場」参照)^(注1)で、日米両国は、現下の安全保障環境における日米同盟の意義を改めて確認した上で、2005年10月の「2+2」会合以降の調整を経て作成された兵力態勢再編の具体的施策を実施するための計画(「再編実施のための日米のロードマップ」)に合

意した。この再編案の実施は、同盟関係における協力が新たな段階に入ったことを示し、地域における日米の同盟関係の能力向上につながるものである。

今後とも、日米間の安全保障協力の実効性を向上させるため継続的な取組を進めるとともに、日米安保体制に対する国民の信頼と支持を固めるという長期的な観点からも、米軍施設・区域が所在する地元の負担について可能な限り軽減を図っていくことが重要である(図表「在日米軍兵力態勢の再編」参照)。

また、2008年夏に予定されている空母キティホークから原子力空母ジョージ・ワシントンへの交替は、地域の不安定要素に対する米軍による抑止力の維持に寄与するものである。日本政府として、地元住民の理解を得つつ、空母交替を円滑に実現する観点から、引き続き安全と安心の確保のために米側及び地元と緊密に協力してきている。



「2+2」会合後、共同記者会見で握手する麻生外務大臣、額賀福志郎防衛庁長官(右)、ライス米国国務長官(左から2番目)、ラムズフェルド米国国防長官(左)(5月1日、米国・ワシントン)

(注1) 2002年12月にワシントンで開催された「2+2」会合で、新たな安全保障環境における日米両国の防衛態勢を見直すことを含め、両国間の安全保障に関する協議の強化が決定されて以来、日米両国は緊密な協議を継続している。その一環として、2005年2月の「2+2」会合で共通戦略目標を確認した日米両国は、同年10月の「2+2」会合で共通戦略目標を追求する上での日米の役割・任務・能力、及び在日米軍の兵力態勢再編に関する協議の成果をとりまとめて発表した。

(2) 弾道ミサイル防衛 (BMD)

弾道ミサイル防衛 (BMD) システムは、弾道ミサイル攻撃から日本国民の生命・財産を守るための純粋に防御的ではほかに代替手段のない唯一の手段である。政府は2003年12月にその整備を決定し、以来、政策・運用・研究開発等のあらゆる面について米国との協力を図りつつ、その着実な整備に努めてきている (図表「日本の BMD 整備構想・運用構想」参照)。2006年には、米軍による X バンド・レーダー (長距離型監視用レーダー) の展開、迎撃能力を有する米イージス艦「シャイロー」等の西太平

洋地域への展開及びパトリオット・ミサイル (PAC-3) の嘉手納^{かてな}配備、並びに、日米間の BMD 共同開発を可能にする交換公文等の締結等の取組を進めた。特に、北朝鮮による7月の弾道ミサイル発射及び10月の核実験等の動きも踏まえ、引き続き、米国との緊密な連携の下に、BMD 協力に係る取組を強化・加速化することを通じ、もって日米安保体制の抑止力及び信頼性の一層の向上に資することが喫緊の課題となっている。

(3) 在日米軍の駐留に関する諸問題

日米安保体制の円滑で効果的な運用のためには、在日米軍の活動が施設・区域周辺の住民に与える負担を軽減し、米軍の駐留に関する住民の理解と支持を得ることが重要である。特に、在日米軍施設・区域が集中する沖縄県の県民の負担を軽減することが重要であることについては、日米首脳会談、外相会談など累次の機会に確認されている。

政府は、沖縄に関する特別行動委員会 (SACO) 最終報告^(注2)の着実な実施に取り組んできており、この中で12月には、楚辺^{そへん}通信所及び読谷^{よみたん}補助飛行場が全面返還された。さらに、在日米軍の兵力態勢の再編を通じて、在日米軍の抑止力を維持しつつ、地元の負担軽減に取り組むこととしており、政府としては、普天間飛行場の早期移設・返還等により、引き続き沖縄をはじ

めとする地元の負担軽減に努めていく考えである。その一環として、10月には、米軍が進駐管制業務を行っている横田空域について2008年9月までに返還する空域の範囲について合意した。

日米地位協定の運用改善についても、国民の目に見える形で一つひとつ成果を上げていくことが重要であるとの考えから、具体的な取組を進めてきている。刑事裁判手続きについては、1995年の刑事裁判手続きに関する日米合同委員会合意により、凶悪犯罪を犯して拘禁された米軍人等の身柄を起訴前に日本側に移転する途を開き、最近では2006年1月に横須賀で発生した米軍人による日本人女性殺害事件において、被疑者の身柄が迅速に日本側に引き渡された^(注3)。

(注2) 米軍施設・区域の集中による沖縄県民の負担を軽減するため、在沖縄米軍施設・区域を整理・統合・縮小し、また、米軍の運用を調整する方策を日米両国政府がとりまとめた報告。1996年12月2日、日米安全保障協議委員会にて承認。

(注3) 日米地位協定の運用改善の例としては、ほかに2004年8月に沖縄県宜野湾市で発生した米軍ヘリ墜落事故を受け、日米間で協議した結果、2005年4月、日米合同委員会で承認された「日本国内における合衆国軍隊の使用する施設・区域外での合衆国軍用航空機事故に関するガイドライン」がある。このガイドラインは、米軍航空機が墜落または目的地以外に着陸を余儀なくされた場合、米軍は日本当局に通報するとともに、現場保全や救助など必要な措置を行うなどとするもの。

2. テロ・国際組織犯罪対策

【総論】

2001年9月11日の米国同時多発テロ以降、国際社会はテロ対策を最優先課題の一つと位置付け、国連やG8など多国間の枠組み、東南アジア諸国連合（ASEAN）、アジア太平洋経済協力（APEC）、アジア欧州会合（ASEM）など地域的な協力、二国間協力など様々な場において、テロ対策の強化が合意・確認され、テロとの闘いに関する政治的意思の強化と実質的協力が進展している。

国際テロ組織アル・カーイダ及び関連団体の指導部の能力は減退し、戦闘員は減少したものの、いまだにその勢力は軽視し得ない。2006年も、世界各地で多くのテロ事件が発生している。8月にはイギリスでの航空機爆破テロ計画が発覚するなど、日本人旅行者や在留邦人、日本企業に対しても、国際テロの脅威は及んでいる。

テロは国家及び国民の安全の確保の問題のみならず、投資・観光・貿易等に対する影響を通じ、我々の経済生活にも重大な影響を与え得る問題である。いかなる理由をもってしてもテロを正当化することはできず、断じて容認できないとの立場から、日本は、テロ対策を自らの問題ととらえ、他国に対する支援や国際的な法的枠組みの強化をはじめとする多岐にわたる分野で、引き続き国際社会と協力して積極的にテロ対策を強化していく考えである。

また、グローバル化や情報通信の高度化、人の移動の拡大等に伴い、人身取引、薬物犯罪、サイバー犯罪、資金洗浄等の国境を越える組織犯罪（国際組織犯罪）が一層深刻化している。国連、G8、金融活動作業部会（FATF）^(注4)等の国際的な枠組みにおいて、国際組織犯罪に対処するため国際社会が一致してとるべき措置等につき協議・意見交換が行われており、日本もそれ

2006年のテロ関連事件の例

4月24日

エジプト・ダハブにおける連続爆弾テロ事件

エジプト・シナイ半島南東岸のリゾート地ダハブにおいて、観光客が集まるレストラン、カフェなど3か所で爆発があり、ヨーロッパ人4人を含む23人が死亡、約100人が負傷した。

6月15日

スリランカにおけるバス爆破テロ事件

スリランカ・ケビティゴレワにおいて、バスが地雷によって爆破され、67人が死亡、87人が負傷した。

7月11日

インド・ムンバイにおける列車爆弾テロ事件

インド・ムンバイにおいて、通勤列車や鉄道駅8か所で連続して爆弾が爆発し、180人以上が死亡、800人以上が負傷した。

8月10日

英国・航空機爆破計画未遂事件

手荷物として爆発物を機内に持ち込み、英国発米国行きの航空機を飛行中に爆破しようとした計画が未然に阻止された。本事件を受け、EU加盟国等の各空港発の国際便等において手荷物の持ち込み規制が導入された。

10月16日

スリランカ・マータレー県における爆弾テロ事件

スリランカ・マータレー県ディガンパタナの国道線沿いで自爆攻撃があり、海軍兵士を乗せたバス13台が損傷し、94人が死亡、116人が負傷した。

12月30日

スペイン・マドリッドにおける空港駐車場自動車爆弾テロ事件

スペイン・マドリッドのバラハス空港駐車場に停めてあった自動車爆弾が爆発し、2人が死亡、20数人が負傷した。

12月31日

タイ・バンコク他における連続爆弾テロ事件

大晦日から翌2007年元旦にかけて、タイ・バンコク都圏及びチェンマイで爆弾事件が発生し、3人が死亡、約40人が負傷した。

(注4) 1989年のG8アルシュ・サミットにおいて、国際的な資金洗浄（マネー・ロンダリング）対策の推進を目的に招集された国際的な枠組みで、日本のほか、経済協力開発機構（OECD）加盟国を中心に31か国・地域及び2国際機関が参加。現在では、テロ資金対策についても指導的役割を果たしている。

らの枠組みの重要なメンバーとして、国際的な取組に積極的に参画している。特に、条約等の国際的なルールづくりが重要であ

り、日本は、国際組織犯罪対策に関する条約の締結に努めるとともに、必要な国内法整備を進めている。

(1) 国際社会のテロ対策の取組の進展

2006年を通じ、国際社会はこれまでに達成された成果を基礎に、多国間及び地域的なレベルでの協力を推進し、国際テロ対策を一層強化してきた。

ロシア・サンクトペテルブルクでの主要国首脳会議（G8サミット）開催直前の7月11日にインドにおいて列車爆弾テロ事件が発生したことを受け、G8サミットの場でムンバイ及びインドの他の地域で発生した野蛮なテロ行為に対する声明を発表し、テロとの闘いに対する国際社会の結束と決意を示した。また、国連のテロ対策などの強化、重要エネルギー・インフラ施設に対するテロなどの対処に関する協力の強化、官民協力の重要性やテロリストの勧誘などに対処するための戦略策定などを内容とする「テロ対策に関するG8首脳宣言」、及びテロ対策関連で国連に焦点を当てた初めてのG8首脳文書である「国連のテロ対策プログラムの強化に関するG8首脳声明」を採択した。11月には、テロ対策のための官民協力に焦点を当てた初のG8の国際会議が開催された。

国連では5月、アナン事務総長が総会本会議において「テロリズムに対抗して団結する：グローバルなテロ対策戦略に向けた勧告」を発表した。同勧告を受けた議論を経て、9月、国連総会本会議において「国連グローバル・テロ対策戦略に関する総会決議」が採択された。

そのほか、テロ資金対策分野ではFATFが、テロ対処能力向上支援に関してはテロ対策行動グループ（CTAG）^(注5)が

活動を展開するなど、様々な分野でテロを予防・根絶するための多国間協力が進められている。9月には、インドネシア・ジャカルタで、国際海事機関（IMO）が中心となり、マラッカ・シンガポール海峡の安全問題に焦点を当てた国際会議が開催され、沿岸国や主要な利用国が参加するなど、海上テロ・海賊対策を含む同海峡の安全確保に関する国際協力が進展した。

地域レベルでは、7月、ASEAN地域フォーラム（ARF）閣僚会合において、日本もその採択を支持した「サイバー攻撃及びテロリストによるサイバー空間の悪用との闘いにおける協力に関するARF声明」及び「テロリズム対策に対する人間中心によるアプローチの促進に関するARF声明」が採択された。ASEMでは、9月の首脳会合で採択された議長声明の中で、テロとの闘いへのコミットメントが再確認され、包括的アプローチの必要性が強調された。また、テロ対策分野における情報交換、具体的な対策、途上国等におけるテロ対処能力向上のための支援について議論するASEMテロ対策会議が2003年から毎年開催されており、2007年の第5回ASEMテロ対策会議は日本で開催する予定である。11月のAPEC首脳会議で採択されたハノイ宣言においては、自由な貿易及び投資というAPECの中核的な目標達成のためのAPECの努力においてテロ対策が有意義であることが認識され、2007年にテロ資金に対処するための協力と能力構築活動を更に進めることが合意された^(注6)。

(注5) 2003年6月のG8エビアン・サミットにおいて採択された「テロと闘うための国際的な政治的意思及び能力の向上G8行動計画」により創設が決定され、その主たる目的は、テロ対策のためのキャパシティ・ビルディング支援に関する要請の分析、需要の優先付け、及び被援助国におけるCTAGメンバーによる調整会合の開催。2006年12月までに計11回開催されている。

(注6) 11月の閣僚会議では、テロ行為を強く非難し、テロの攻撃が引き続きAPEC地域の安全、安定、成長にとって深刻な問題であることを再確認し、安全な貿易の確保とテロの危険の根絶のための更なる個別・共同の行動を奨励することを明言した閣僚共同声明が採択された。

(2) 日本のテロ対策の取組

(イ) テロ対策特別措置法^(注7)

米国、英国及びフランスをはじめとする諸外国は、インド洋上におけるテロリストの移動や武器弾薬などの関連物資の海上移動を阻止または抑止することを目的として、「不朽の自由作戦」に基づく海上阻止活動(OEF-MIO：Operation Enduring Freedom-Maritime Interdiction Operation)を実施している。日本は、テロ対策特別措置法に基づく協力支援活動として、2001年12月から、海上阻止活動に従事する米英などの艦船に対し、海上自衛隊による給油支援などを実施している。

国際社会が、国際テロを根絶するため、「テロとの闘い」を続けている中、アル・カーイダの関与の疑いがあるテロが世界各地で引き起こされるなど、「テロ攻撃」による脅威は依然として存在している。このため、国際社会は「不朽の自由作戦」等において人類の共通の脅威であるテロへの対策に一致団結して取り組んでおり、7月のG8サントペテルブルク・サミットや、9月の安保理首脳会合の結果を踏まえ、日本としても、日本にふさわしい役割を果たしていくとの観点から、11月にテロ対策特

別措置法を1年間延長した。

(ロ) テロ対処能力向上支援（キャパシティ・ビルディング）など

国際テロの防止・根絶には、幅広い分野で国際社会が一致団結し、息の長い取組を継続することが重要である。

日本は、安保理の下部委員会であるテロ対策委員会（CTC）の議論に積極的に貢献するなど、テロ対策に関する効果的な取組を先導する役割を果たしてきたほか、CTAGの多国間協力にも参画している。同時に、テロリストに対する制裁措置を定める安保理決議を誠実に履行し、外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づいて、ウサマ・ビン・ラーディンやオマルをはじめとするアル・カーイダ、タリバーン関係者などに対し、資産凍結措置を実施している。

国際的なテロ対策協力として、途上国などに対するテロ対処能力向上支援を重視しており、東南アジア地域を重点として、政府開発援助（ODA）も活用した支援を継続、強化している。2002年のAPEC首脳会議で小泉総理大臣が表明したテロへの対処に関する日本のテロ対処能力向上支援の



OEF-MIO に従事する艦船に洋上補給を行う海上自衛隊補給艦（写真提供：防衛省）

(注7) テロ対策特別措置法は、2001年9月11日の米国同時多発テロが国連安保理決議第1368号で「国際の平和と安全に対する脅威」と認められたことなどを踏まえ、日本が国際的なテロの防止・根絶のための国際社会の取組に積極的かつ主体的に寄与することを目的として制定。

フォローアップとして、具体的には、①出入国管理、②航空保安、③港湾・海上保安、④税関協力、⑤輸出管理、⑥法執行協力、⑦テロ資金対策、⑧CBRN（化学、生物、放射性物質、核）テロ対策^(注8)、⑨テロ防止関連条約^(注9) - などの分野で技術協力や機材供与等の支援を実施している。核テロ対策については、日本は、核テロリズム防止条約（仮称）及び改正核物資防護条約の早期締結を検討しているほか、核物質等テロ行為防止特別基金に特別拠出を行い、また、アジア諸国の核セキュリティ強化に関するセミナーを11月に国際原子力機関（IAEA）と共催するなど、国際的な核セキュリティ強化活動を積極的に支援している。

また、2006年度、途上国によるテロ・海賊などの治安対策への支援を一層強化する

ことを目的として、総額70億円のテロ対策等治安無償の枠組みを新設し、その第1号案件として、6月にインドネシアに対する「海賊・海上テロ及び兵器拡散の防止のための巡視船艇建造計画」の実施への無償資金協力を決定し、交換公文（E/N）に署名した。さらに、8月には、カンボジアに対する「主要国際港湾保安施設及び機材整備計画」のE/Nに署名した。ASEANとの間では、2005年12月の日・ASEAN首脳会議での合意を受け、ASEAN全体との間でテロ対策を正面からとりあげ、協力の方途について意見交換を行うことを目的として、2006年6月に東京で初の日・ASEANテロ対策対話^(注10)を開催した。また、10月には東京で日米豪テロ対策協議を開催したほか、12月にトルコで初の二国間テロ協議を行った。

(3) 国際組織犯罪

日本は、国際的な組織犯罪を防止し、これと闘うための協力を促進する国際的な法

的枠組みである国際組織犯罪防止条約及びその補足議定書の締結に向けて国内法整備



日・ASEAN テロ対策対話（6月28日、東京）

(注8) 2006年7月には、東京において、「生物テロの事前対処及び危機管理セミナー」を開催。ASEAN各国、中国及びインドより生物テロ対策の担当者等39名を対象とし、日本をはじめ、オーストラリア、カナダ、韓国及び世界保健機関（WHO）等の各専門家により、テロの脅威の評価、生物剤の保安管理、生物テロ発生後の適切な対処を確保するための関係機関の体制整備等につき講義を実施し、関係諸機関を見学するとともに、生物テロ発生時の対処につき机上演習を実施した。

(注9) 12本のテロ防止関連条約については、<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/terro/kyoryoku-04.html> 参照。また、日本は12本すべてのテロ防止関連条約を締結している。なお、2005年4月、1997年から交渉が続けられてきた放射性物質や核爆発装置などを使用したテロを予防するための核テロリズム防止条約（仮称）が13本目として国連において採択され、日本は同年9月に署名した。

(注10) 同対話において、6つの優先協力分野とそれぞれのリード国を特定し、本件対話を毎年開催するとともに、フォローアップのための専門家会合を開催することなどを内容とする共同議長サマリーを採択し、今後、同対話の枠組みにおいて、日・ASEAN間でのテロ対策協力の強化について対話を継続していくことが合意された。

を進めている。

人身取引については、人身取引対策行動計画^(注11)に基づき、人身取引の防止、撲滅及び被害者の保護に向けた様々な諸施策を関係省庁との協力の下、鋭意推進している。また、人身取引被害者送り出し国や目的国の政府と有効な人身取引対策について協議を行い、国際社会で協力して人身取引撲滅への取組を行っている。2月には東京において「人身取引問題に関する国際シンポジウム」を開催し、また5月には関係国との情報共有のため、インドネシア、タイに政府協議調査団を派遣した。さらに9月には人身取引関係国際機関調整会合が外務省にて開催された。

公務員に係る贈収賄、公務員による財産の横領等の腐敗に関する問題は、持続的な開発や法の支配を危うくする要因となっている。6月、この問題に有効に対処するための措置等を規定する国連腐敗防止条約を締結することにつき国会の承認を得た。

国連の枠組みにおいては、4月、犯罪防止刑事司法委員会が、犯罪防止・刑事司法分野における12本の各種決議案の審議・採択をし、国際的取組の方向付けを行った。日本も、「人身取引防止・被害者保護における国際協力の強化決議案」を提出する等、積極的に議論に貢献した。

また、不正薬物、犯罪、テロの問題に包括的に取り組んでいる国連薬物犯罪事務所

(UNODC) に対して、2006年度にはその国連薬物統制計画基金に約216万ドルを、また、犯罪防止刑事司法基金に約7万3,000ドルをそれぞれ拠出し、その活動を支援した。

一方、情報技術の急速な発展・普及に伴って深刻化したサイバー犯罪に対する国際協力のためのサイバー犯罪条約についても2004年4月、この条約を締結することにつき国会の承認を得ており、締結に向けて国内法整備が進められている。

FATFは、資金洗浄(マネー・ロンダリング)及びテロ資金供与に関する国際的な対策と協力の推進を目的として、経済協力開発機構(OECD)加盟国を中心に構成される国際的な枠組みである。FATFは6月及び10月にナイジェリアとミャンマーについて、非協力的な国・地域としての指定を解除した。日本は、非協力的な国・地域に関する取組のためのアジア太平洋地域の検討グループの議長を務めるなど、FATFの中心的なメンバーとして貢献している。

国際組織犯罪対策はG8の枠組みでも重視されており、その対策と協力に向けて、刑事法制から捜査手法に至るまで、実務的観点から専門家レベルで討議を重ね、議論の成果は6月のG8司法内務閣僚会合において報告された。

(4) 薬 物

3月に開催された国連麻薬委員会で、日本は、国内における薬物対策について説明するとともに、東アジア地域における薬物問題に関する情報共有及び連携協力の重要性につき強調した。

また、2006年からダブリン・グループ会

合^(注12)の議長を角ウィーン代表部大使が務めているほか、東南アジア・中国地域のミニ・ダブリン・グループ会合の議長も日本が務める等、薬物問題の国際的な政策調整に貢献を行った。

(注11) 2004年4月に内閣に設置された人身取引に関する関係省庁連絡会議において12月に策定されたもの。出入国管理強化を含む人身取引の防止、刑法改正及び取締り強化による人身取引加害者の処罰、シェルターにおける被害者の保護等の被害者保護を中心に、包括的な施策が盛り込まれている。

(注12) 主要先進国で薬物関連援助政策等につき相互理解を深め、政策の調整を図ることを目的として、1990年6月、ダブリンにおいて発足した。日本、米国、カナダ、オーストラリア、ノルウェー、EU25か国及びUNODCが参加し、ブリュッセルで年2回の全体会合を開いている。また、薬物が生産されている国におけるダブリン・グループ参加国の大使館で同様の協議を行うことが提唱され、ミニ・ダブリン・グループ会合と称するアドホック(特別の)会合が、約70か国の主要な薬物生産国において開催されている。

3. 地域安全保障

アジア太平洋地域では、政治・経済体制や文化・民族の多様性等を背景として、欧州における北大西洋条約機構（NATO）のような多国間による集団防衛的な安全保障機構は発達せず、米国を中核とした二国間の安全保障取極の積み重ねを基軸として地域の安定が維持されてきた。日本は、自国を取り巻く安定した安全保障環境を実現し、アジア太平洋地域の平和と安定を確保していくためには、この地域における米国の存在と関与を前提としつつ、二国間及び多国間の対話の枠組みを重層的に整備し、強化していくことが現実的で適切な方策であると考えている。

二国間の枠組みとして、日本は、ロシア、中国、韓国、インド等との間で、安全保障に関する対話や防衛交流を行い、相互の信頼関係を高め、安全保障分野における協力関係を進展させるよう努めている。

また、多国間の枠組みとして、日本はアジア太平洋地域の主要国が参加する全域的な政治・安全保障の枠組みである ASEAN 地域フォーラム（ARF）を活用している。

ARF は、①信頼醸成の促進、②予防外交の進展、③紛争へのアプローチの充実—という3段階のアプローチを設定して漸進的な進展を目指している。これまでの会合

を通じて、参加国自身を当事者とする問題（朝鮮半島情勢、ミャンマー情勢等）を含めて、率直に意見交換する慣習が生まれつつある。また、参加国が地域の安全保障に関する自国の情勢認識等を作成して、ARF 議長国がとりまとめる「年次安全保障概観（ASO：Annual Security Outlook）」の刊行やテロ対策等の各種会合の開催等の具体的な取組を通じ、参加国間の信頼関係の醸成に大きく貢献している。第2段階である予防外交の進展についても具体的な取組に向けて議論されており、ARF はアジア太平洋地域における政治・安全保障に関する唯一の政府間対話と協力の場として、緩やかではあるが着実に進展している。

7月に行われた第13回閣僚会合では、26番目のメンバーとしてバングラデシュが新たに参加し、議長声明において、北朝鮮がミサイル発射を行ったことに懸念を表明するとともに、関係するすべての当事者に対し前提条件なく六者会合を再開するよう求めた。また、テロ対策、海上安全保障、大量破壊兵器の拡散問題及び地域の防災・災害対策の分野に協力して取り組むことの重要性が確認され、災害対策協力、サイバー攻撃等対策協力及びテロ対策等に関する声明が採択された。



ARF 閣僚会合（7月28日、マレーシア・クアラルンプール）

ASEAN地域フォーラム (ARF)

1. 目的・特色

- 1994年から開始されたアジア太平洋地域における政治・安全保障分野を対象とする全域的な対話のフォーラム。ASEANを中核としている。
- 政治・安全保障問題に関する対話と協力を通じ、地域の安全保障環境を向上させることを目的とする。外交当局と国防・軍事当局の双方の代表が出席。
- 毎年夏に開催される閣僚会合（外相会合）を中心とする一連の会議の連続体。
- コンセンサスを原則とし、自由な意見交換を重視する。
- ①信頼醸成の促進、②予防外交の進展、③紛争へのアプローチの充実—という3段階のアプローチを設定して漸進的な進展を目指している。

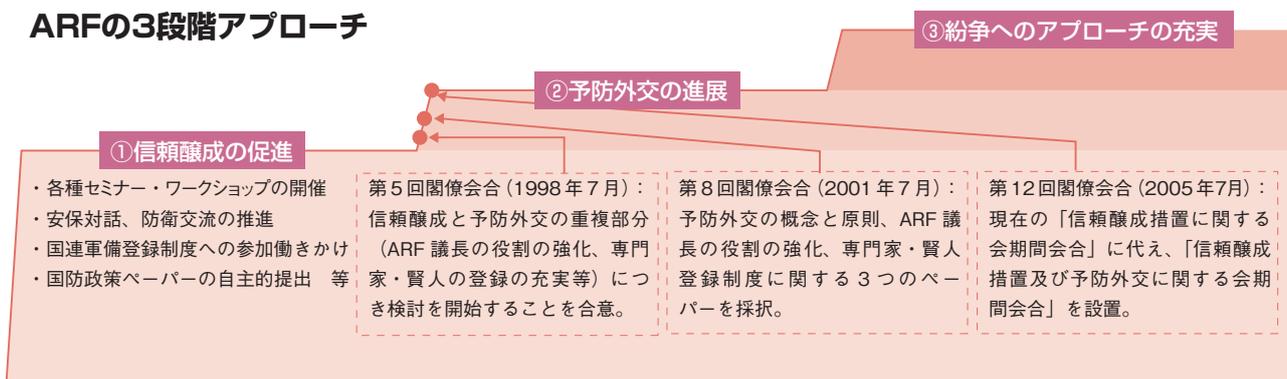
2. 参加国・機関

ASEAN10 各国（ブルネイ、インドネシア、マレーシア、タイ、フィリピン、シンガポール、ベトナム、ラオス、ミャンマー、カンボジア）、日本、米国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、韓国、北朝鮮、中国、ロシア、パプアニューギニア、インド、モンゴル、パキスタン、東ティモール、バングラデシュの25 各国及び EU（EU 加盟国が個々には参加せず、EU 議長国、欧州委員会等が EU 代表として諸活動に参加）。

3. 現在までの経緯

- 1991年7月、ASEAN 拡大外相会議（ASEAN・PMC）
中山太郎外務大臣より、PMC の場を活用して政治対話を開始すること及び右対話を効果的なものとするための高級事務レベル会合を設置することを提案（いわゆる「中山提案」）。
- 1993年7月、ASEAN・PMC
1994年から開始される ARF に中国、ロシア等5 各国を参加させることに合意。
- 1994年7月、第1回 ARF 閣僚会合（於：タイ）
ARF メンバーである18 各国・機関の外相等が出席し、アジア太平洋地域の安全保障情勢等につき意見交換。
- 1995年8月、第2回 ARF 閣僚会合（於：ブルネイ）
ARF の中期的アプローチとして、①信頼醸成の促進、②予防外交の進展、③紛争へのアプローチの充実—という3段階に沿って漸進的に進めること、当面は信頼醸成措置を重視することに合意。
- 2001年7月、第8回 ARF 閣僚会合（於：ベトナム）
予防外交について、予防外交の概念と原則、ARF 議長 の役割の強化、専門家・賢人登録制度に関する3つのペーパーを採択。
- 2002年7月、第9回 ARF 閣僚会合（於：ブルネイ）
・テロ対策に継続して取り組むことが確認されるとともに、テロ対策に関する会期間会合の設置を承認。
・国防・軍事関係者の関与の強化や、ASEAN 事務局を通じて ARF 議長 の支援の強化を含む9つの提言を採択。
・閣僚会合に先立って、ARF 国防・軍事当局者会合を初めて開催。
- 2004年7月、第11回 ARF 閣僚会合（於：インドネシア）
ハイレベルの軍及び政府関係者による「ARF 安全保障政策会議（ASPC）」の開催を決定（第1回会議は、2004年11月に中国で開催、第2回会議は、2005年5月にラオスで開催）。
- 2006年7月、第13回 ARF 閣僚会合（於：マレーシア）
北朝鮮が、2006年7月5日にミサイルの発射実験を行ったことに懸念を表明するとともに、関係するすべての当事者に対し、前提条件なく六者会合を再開するよう求めた。

ARFの3段階アプローチ



ARFは「信頼醸成」から「予防外交」の段階に前進しているが、各国からARFが予防外交に本格的に取り組むためにはARFの機能強化が重要であることが指摘されている。日本は、ARF議長の役割強

化のための仕組み（「議長フレンズ」制度：特定の案件につき、議長国をほかの特定国が補佐する仕組み）を設置すべきであること等を提案している。

4. 国 連

【総 論】

国際連合（国連）は、唯一の普遍的かつ包括的な国際機関であり、総会や安全保障理事会（安保理）をはじめとする諸機関の活動を通じ、平和と安全の維持を図るとともに、諸国間の友好関係を発展させ、経済的、社会的、文化的、人道的性質の問題や人権に関する国際協力を達成することを目的としている。今日の国際社会は、グローバル化の急速な進展による構造的変化、テロ、大量破壊兵器の拡散、貧困、感染症等、個別の国家・地域のみでは対応困難な多くの課題に直面しており、国連の役割は以前にも増して重要となっている。日本は、国際協調を外交の主要な柱の一つに位置付け、国連を通じた積極的な外交を展開するとともに、人的・財政的貢献を行っている。

2006年は日本にとって国連加盟50周年と

いう節目の年であった。5月にはアナン事務総長が来日し、政府首脳をはじめとする各関係者との意見交換のほか東京大学での講演を行った。また、12月には国連加盟50周年を記念する式典が行われ、そのほかにも数々の記念行事が開催された（コラム「日本の国際連合加盟50周年」参照）。

日本は、2005年1月から2年間、ブラジルと並んで加盟国中最多となる9回目の安保理非常任理事国の任期を務め、北朝鮮、アフガニスタン、東ティモール、イランの核問題、レバノン等国際の平和及び安全の維持にかかわる議論に力を発揮してきた。特に、北朝鮮については、7月の弾道ミサイル発射、10月の核実験実施発表を受け、2度の安保理決議の採択に向けた議論を全面的に主導した。また、安保理議長国を務めた10月には、他の理事国とともに韓国パンギムンの潘基文外交通商部長官を次期事務総長に任命する総会への勧告を行い、これにより35



アナン国連事務総長との会談に臨む麻生外務大臣（5月17日、東京）

年ぶりにアジアから事務総長が選出されることとなった。これらの貢献は、日本が国際の平和と安全の維持のため、安保理にお

いてより大きな役割を果たすにふさわしい存在であることを示すものであった。

(1) 安保理改革

冷戦の終結後も世界の様々な地域で紛争が勃発し、国連、とりわけ世界の平和と安全の維持という重責を担う安保理の役割はますます拡大している。その一方で、安保理の構成は国連創設以来根本的には変化していないため、国際社会の変遷に追いついておらず、安保理改革の実現は、今や国際社会の緊急課題である。日本は、従来世界の平和と繁栄について役割を果たしてきているところからも、その経験と知見を最大限に発揮し、21世紀の安保理常任理事国として一層の責任を果たしたいと考えている。日本の常任理事国入りは、日本にとって、①日本の安全保障に直結する問題への関与と国益の実現、②国際社会への貢献に見合う地位の確保、③国際の平和への更なる貢献—等の点で大きな意味を持つ。また、国際社会にとっても、①軍縮不拡散等

の分野での日本の貢献と指導力の発揮、②第2位の経済大国の貢献の確保及び強化、③アジアの代表性向上を通じた安保理の信頼性向上—といった点で有意義である。

2005年、日本はドイツ、ブラジル、インドと結成したG4を通じて安保理改革の実現に向けた運動を展開し、具体的な安保理改革案を国連総会に上程したが、最終的に加盟国の3分の2の支持（128か国）を得る見通しが立つまでには至らなかった^(注13)。

2006年の安保理改革の動きは、G4のうち日本を除く3か国による、前年と同内容の決議案の提出をもって幕を開けた。これは、前年12月のアフリカの一部諸国による決議案再提出^(注14)を受けた戦術的な動きであったが、日本は、主要国の態度に変化がない中で採択の見通しが無い同決議案を共同提案することは見送り、G4間の連携を



この画像は、著作権等の関係で表示出来ません。

(注13) 国連の歴史上初めて提出された安保理の改革に関する本決議案は、32の共同提案国と多数の支持国を得るも、拒否権獲得等にこだわるアフリカとの立場の相違もあり、最終的に会期末に廃案となったが、安保理改革の機運をかつてないほどに高めた。

(注14) G4決議案提出を受け、第59回国連総会会期中においては、アフリカ連合(AU)、コンセンサス・グループ(UFC：非常任理事国のみ)の拡大を主張。イタリア、バキスタン、メキシコ、アルゼンチン、韓国等で構成)も、それぞれ独自の決議案を提出するに至った。これらは第59回会期の終了とともにいずれも廃案になったが、第60回会期中の2005年12月に、アフリカの一部諸国が「AU決議案」を再提出した。

維持しつつ、より多くの支持を得られる案を検討するために米国をはじめ他国との協議プロセスに入った。米国は、従来日本の常任理事国入りを力強く支持しており、6月の小泉総理大臣訪米の際の共同文書では、その実現に向けた両国の連携がうたわれた。また、中国との間では、2005年12月に続いて7月に担当局長間の対話^{おん か ほう}が実施され、また10月の安倍総理大臣と温家宝総理との間の首脳会談後の「共同プレス宣言」において、「安保理改革を含む必要かつ合理的な改革を行うことに賛成し、これにつき対話を強化する」ことが表明された。

この間、安保理の議席拡大に加え、安保理の作業方法の改善^(注15)の必要性についての加盟国の認識も高まり、3月、スイス等の中小国5か国が常任理事国の拒否権行使の制限等を求める内容を含む決議案を国連総会に提出した。この決議案は採決に付されずに終わったものの、加盟国にはおおむね好意的に受けとめられた。日本は、このような動きと並行して、安保理非常任理事国としての地位をいかし、安保理内で実際に作業方法の改善を検討する作業部会の議長を務め、議論の成果を安保理議長ノートとして発出した。

2005年9月の国連首脳会合で決定された国連の機構改革のうち、人権理事会及び平和構築委員会が6月に活動を開始したことにより、加盟国は、残る最大の未解決の課題が安保理改革であるとの認識を新たにした。7月に開催された安保理改革に関する国連総会審議では、各国が相次いで安保理議席拡大の必要性について言及し、安保理の現状維持はオプションたり得ないこと、引き続き安保理改革の実現に向けた加盟国の取組が必要であることが確認された。また、9月の第61回総会会期冒頭の一般討論

演説においても、安保理改革の重要性に直接・間接的に言及した国の数は、発言した191か国のうちおよそ3分の2に上った。日本からは大島賢三国連大使が、加盟国は創造的かつ説得的な新たな提案を必要としていると訴えた。さらに、12月に開催された安保理改革に関する国連総会審議でも、引き続き多くの国から安保理改革の必要性・緊急性が指摘される中、日本の大島大使は、具体的な提案を積極的に検討しており、しかるべき時に提案したい旨表明した。

安保理改革は、いまだ道半ばである。戦後の国際制度を大きく変革する試みであり、各国の国益に直結する事柄であることから、具体案に対する各国の立場の相違を埋めることは決して容易ではないが、改革実現の緊急性はすべての加盟国の一致するところである。日本としては、これまでの機運の高まりも踏まえ、加盟国の幅広い支持を得て改革努力を現実の成果に早期に結びつけるべく新たな具体案の検討を行っており、今後とも、粘り強く運動を展開していく考えである。

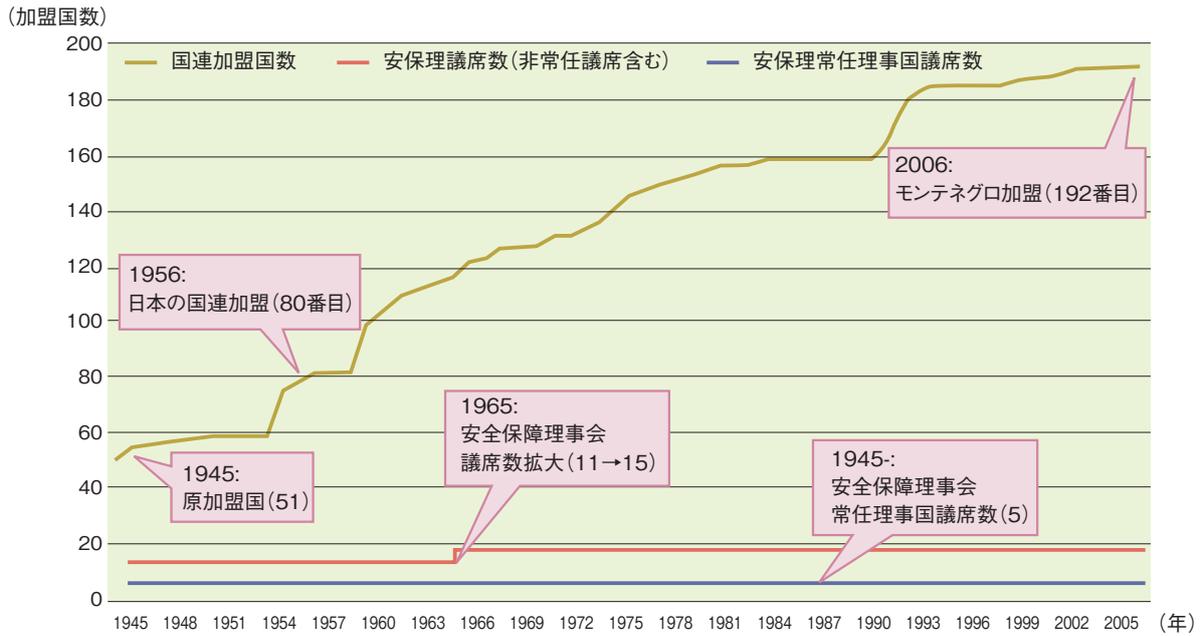
非常任理事国選出回数の上位国（2007年3月現在）

順位	国名	回数	順位	国名	回数
1	日本	9	9	パナマ	5
1	ブラジル	9	9	ベルギー	5
3	アルゼンチン	8	13	ユーゴスラビア	4
4	インド	6	13	エジプト	4
4	カナダ	6	13	オーストリア	4
4	コロンビア	6	13	ベネズエラ	4
4	パキスタン	6	13	ノルウェー	4
4	イタリア	6	13	スペイン	4
9	ポーランド	5	13	ドイツ	4
9	オランダ	5	13	チリ	4
			13	ペルー	4

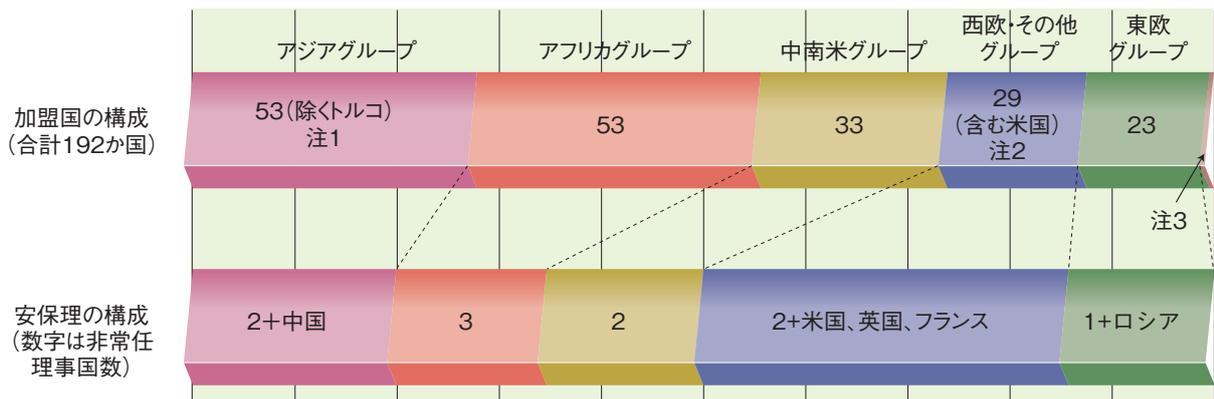
(注)2006年における安保理は、常任理事国(米国、英国、フランス、ロシア、中国)のほか、アルゼンチン、ギリシャ、タンザニア、デンマーク、日本、ガーナ、カタール、コンゴ(共)、スロバキア、ペルーにより構成。2007年1月1日以降は、アルゼンチン、ギリシャ、タンザニア、デンマーク、日本に代わり、新たに、イタリア、インドネシア、パナマ、ベルギー、南アフリカの5か国が非常任理事国となった(残る5か国は引き続き非常任理事国)。

(注15) 安保理の加盟国一般に対する説明責任や議論の透明性を強化するため、安保理の手続き・規則を整備・改善すること。

国連加盟国数と安全保障理事会議席数の推移

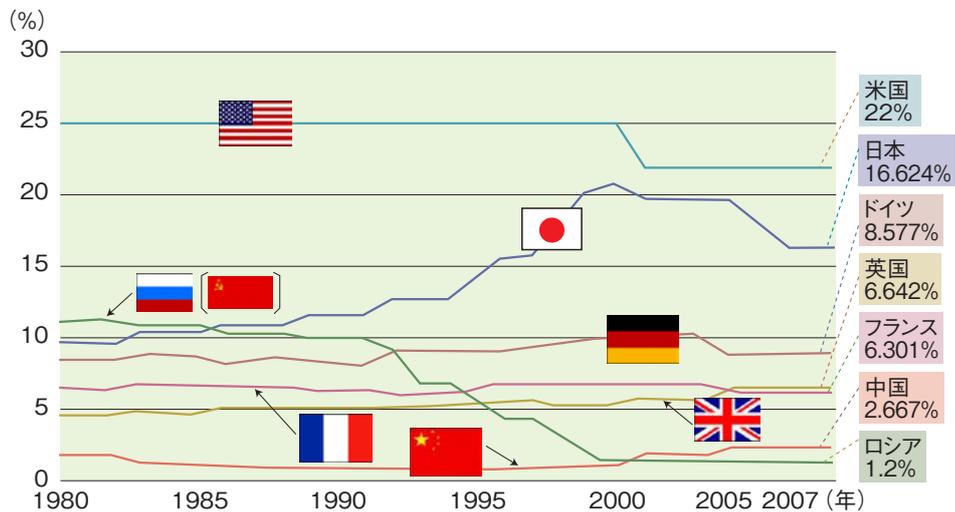


国連加盟国と安保理常任・非常任理事国の地域別構成



(注1)トルコは「アジアグループ」及び「西欧・その他グループ」の両方に所属している(地域グループ別に議席数が考慮される選挙目的では、「西欧・その他グループ」のみに所属)。
 (注2)米国は、いずれのグループにも属していない(「西欧・その他グループ」の会合にオブザーバーとして参加しており、選挙目的においては同グループのメンバーとみなされている)。
 (注3)キリバスはどのグループにも属していない(2007年1月現在)。

主要国の国連分担率



(2) 行財政改革

(イ) 国連マネジメント改革

国連は、その活動、財政規模ともに、創設以来拡大をたどってきたが、近年、加盟国への事務局の説明責任や効果的マネジメントの在り方の重要性が、改めて認識された。マネジメント・事務局改革を課題の一つとした2005年9月の「成果文書」を受け、2006年前半は、行財政の在り方の見直しを求める議論が活発に行われたが、見直しの速度・深度について加盟国間の溝が埋まらず、十分な成果は得られていない。

そうした中で、予算・財政に関する政策・規則等の見直しの分野では、日本の主導により、国連が緊急の活動に対応できるよう、事務総長の予算執行上の柔軟性・裁量が認められることとなった。

(ロ) 国連分担率交渉

2006年は3年ごとに改訂される国連分担率の交渉年であった(2007年～2009年分)。政府としては、国連分担率が加盟国の経済実勢に則し、かつ国連における地位及び責任が適切に考慮されるように、より衡平かつ公正なものとなるべきとの考えに基づき、安保理常任理事国にその特別な地位と

責任にかんがみ最低限の負担を求める提案、及び経済規模の大きい低所得国に対する割引の見直しを求める提案を提出するなど、分担率交渉に積極的に参画した。

2006年の分担率交渉では、各国から14もの提案が提出され、各国の主張や利害が交錯したことから、厳しい交渉となった。日本を含め各国が提出した見直しのための諸提案は、いずれも加盟国の広範な合意を得ることができず、最終的には算定方式を変更しないことで妥結した。

日本が提案したような算定方式の見直しは実現しなかったが、日本の分担率は最近の経済力を反映して16.624%となり、従来の19.468%に比べ加盟国中最大となる2.844% (ポイント) の引下げが達成された。また、主要国との関係においても、これまで日本の負担が英国・フランス・中国・ロシアの安保理4常任理事国の計を上回っていたことから過大と認識されていたが、2007年以降は同4か国の計を下回るようになった。日本の分担率が大幅に引き下げられ、日本の負担の適正化及び主要国との不均衡改善が図られることになった。

COLUMN

日本の国際連合加盟50周年

2006年、日本は国際連合（国連）加盟から50周年を迎えた。加盟日に当たる12月18日には、天皇皇后両陛下の御臨席の下、国連加盟50周年記念式典が執り行われた。

日本が国連に加盟したのは、戦後復興が始まって間もない1956年12月18日のことであった。1952年のサンフランシスコ平和条約の発効後間もなく、日本は国連に加盟を申請したが、冷戦下の東西対立の中で当時のソ連が反対し、その実現には更に4年の歳月が必要とされた。1956年、日ソ共同宣言により、両国の国交が正常化されたことで、加盟実現への障害は取り除かれた。同年12月12日、安全保障理事会での全会一致の加盟勧告を経て、18日、国連総会は日本の国連加盟を満場一致で採択した。

日本の国連加盟が実現されたことは、日本の国際社会への真の復帰を象徴する出来事となり、重光葵外務大臣は加盟当日の受諾演説の中で、国連の事業に参加しかつ憲章の目的及び原則を自らの行動の指針とする旨を述べ、国連の目的に誠実に奉仕する決意を明らかにした。

それから半世紀、日本は国連を一貫して重視し、その活動を支援してきた。唯一の被爆国として核軍縮・不拡散の旗振り役として活躍してきたほか、安全保障理事会で非常任理事国を9期（ブラジルと並んで加盟国最多）、経済社会理事会で理事国を15期務めるなど、世界の平和と繁栄に関する加盟国間の議論に積極的に参画した。近年では、「人間の安全保障」の理念の普及をはじめ、平和構築や人権の主流化といった国連を通じた新たな取組においても、自らの経験等をいかしつつイニシアティブを発揮してきた。

財政面でも、加盟当初2%に満たなかった日本の国連通常予算分担率は、1986年には米国に次いで第2位になり、2007年現在16.624%となっている。また、国連の各基金・計画や専門機関に対する拠出金の額でも、日本は常に上位を占めている。

国連加盟以来50年、様々な分野で積み重ねてきた日本の貢献は、各国からも高い評価を得ており、国際社会における日本の確固たる地位の礎^{いしずえ}となっている。現在、日本は、自らの常任理事国入りを含む安全保障理事会の改革をはじめ、国連改革の進展に向けた努力を続けている。日本としては、21世紀の世界を反映し改革された国連を通じ、責任ある大国としての地位にふさわしい貢献を引き続き行っていく考えである。



加盟翌日、国連事務局ビル前に掲揚される日本国旗
中央が重光外務大臣
(1956年12月19日 ©UN Photo)



国連加盟50周年記念式典（12月18日）



国際連合加盟50周年記念貨幣
(写真提供：独立行政法人造幣局)

5. 平和構築への取組

【総論】

冷戦の終結とともに、宗教や民族間の対立など様々な原因による地域紛争や内戦が増加しており、今日、世界はテロや大量破壊兵器の拡散等の新たな脅威に直面している。こうした中、国連安全保障理事会をはじめ国際社会の取組は、紛争予防、和平の仲介等の面で質・量共に拡大している。

また近年、G8サミット等においても「平和構築」への関心が高まりを見せており、国連においても、紛争後の平和維持から復興・開発まで継ぎ目なく支援を行うこ

とを目的に設立された平和構築委員会^(注16)が6月に活動を開始した。

平和構築への取組は、日本自身の安全保障環境の改善につながるだけでなく、「平和国家」としての日本への信頼を一層高めるものであることから、日本としても、「平和構築」を主要な外交課題の一つとして、「人間の安全保障」^(注17)の視点に立ちPKOへの貢献やODA等の外交手段を活用し、これまでイラク、アフガニスタン等を取り組んできた経験をいかしつつ、国連等の国際機関、各国、非政府組織（NGO）等とともに具体的な取組を推進している。

平和構築＝平和の定着＋国づくり

平和の定着

地域紛争の恒久的な解決のためには、紛争の完全な終結に向けた迅速な行動と、紛争の終結した地域を紛争に後戻りさせない、紛争の再発防止を目的とする「平和の定着」のための努力が必要。

和平プロセスの促進

- 外交調停や紛争当事者との対話
- 選挙支援

人道・復旧支援(人々の平和な生活の回復)

- 難民・国内避難民支援
- 基礎インフラの復旧

国内の治安・安定の確保

- 国内治安制度の構築
- 対人地雷の除去
- DDR（武装解除・動員解除、元兵士の社会復帰支援）
- 国連PKO（平和維持活動）

国づくり

紛争の結果、国の基本的枠組みそのものが破壊された状況においては、多岐にわたる分野で、当事者の主体性を維持しつつ、国の基本的枠組みの構築に向けた支援を行うことも重要。

政治的枠組みの構築(ガバナンス)

- 民主的な政治制度（選挙制度を含む）の整備
- 行政組織の整備
- 警察・司法制度の整備（文民警察への支援を含む）

経済的枠組みの構築(経済基盤整備)

- 経済・金融制度の整備
- 経済インフラの整備（道路、港湾、橋梁、通信施設等）

社会的枠組みの構築(社会基盤整備)

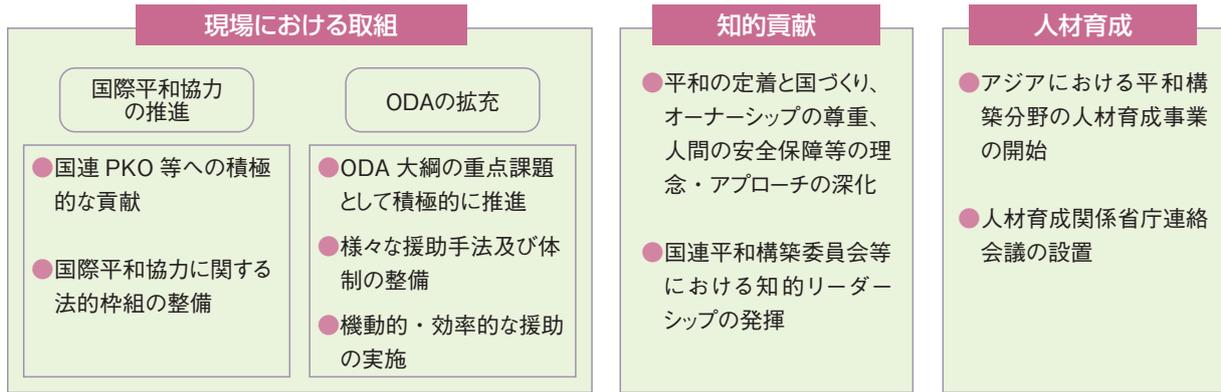
- 基礎的社会インフラの整備（保健医療、教育、上下水道等の施設整備）
- 教育・職業訓練制度の整備
- 人権・ジェンダー平等の確保
- メディアの支援

（「国際平和協力懇談会最終報告書」をもとに作成）

(注16) 国連平和構築委員会：2005年12月に設立された。運用規則や活動方法を議論する常設の組織委員会と、特定の国の平和構築の戦略を議論する国別会合から構成される。組織委員会は、①安全保障理事会から7か国、②経済社会理事会から7か国、③国連への財政貢献上位10か国から5か国、④PKO等への要員派遣上位10か国から5か国、⑤その他地域バランスなどを考慮して総会から選ばれる7か国一計31か国からなる。

(注17) 第3章第1節9.「国際協力の推進」参照。

平和構築分野での日本の取組



(1) 現場における取組の強化

(イ) PKO^(注18)等の人的貢献

現在、世界各地では15の国連 PKO ミッションが活動中である（2007年1月現在）。8月の国連レバノン暫定隊（UNIFIL）の拡大、同月の国連東ティモール統合ミッション（UNMIT）の設立等の影響を受け、国連史上最大規模の8万人を超える PKO 要員が世界各地で活動している（2006年12月末現在）。

日本は国際平和協法力に基づき、現在国連兵力引き離し監視隊（UNDOF）に45名の自衛隊員を派遣しているほか、7月と10月にはコンゴ民主共和国での国民議会選挙・大統領選挙に選挙監視団を派遣した。また、10月にはスリランカ被災民に対する人道救援活動に取り組む国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）の要請に基づき、スリーピングマット等の物資協力を実施するなど、同法に基づく物資協力も行っている。さらに、2007年1月末には、UNMIT に警察要員を派遣した。

(ロ) 平和構築に向けた ODA 支援、協力

日本は、ODA 大綱で「平和の構築」を重点課題として位置付け、紛争の予防や緊急人道支援とともに、紛争の終結を促進する支援から平和の定着や国づくり支援に至

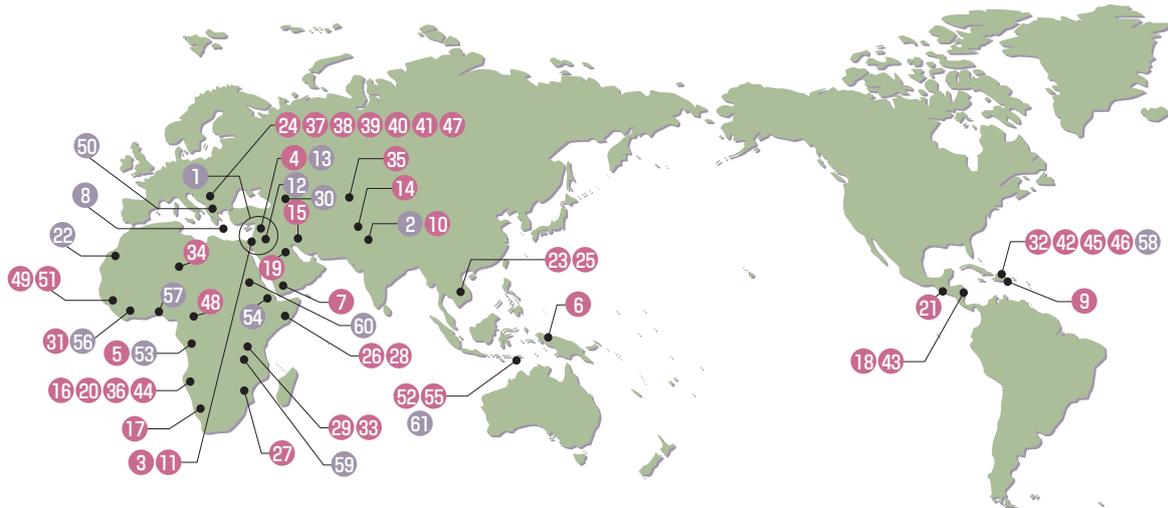
るまで、ODA を通じた国際社会における平和構築支援、さらには日本の繁栄と安全の確保に積極的に取り組んでいる。

イラクについては、2003年10月に表明した最大50億ドルのイラク復興支援のうち、紛争後のイラク国民の生活基盤の再建及び治安の改善に重点を置いた15億ドルの無償資金協力については、既に全用途を決定し、現在、着実に実施に努めている。今後は、最大35億ドルの円借款により、イラクにおける平和の定着や本格的復興に不可欠となる経済社会インフラの整備に取り組む考えであり、2006年末時点で、8案件約16億ドルの支援の意図を表明し、2007年1月にはこのうち4案件について書簡の交換が行われた。さらに、こうした資金協力との一層の連携を図りつつ技術協力によるイラクの人材育成も継続している。

アフガニスタンでは、2002年に発表した「平和の定着」構想に基づき政治プロセス・ガバナンス、治安の維持及び復興の3つの柱を中心に総額10億ドルを超える支援を行っている。1月のアフガニスタン復興会議（ロンドン会議）では当面4億5,000万ドルの追加支援を表明し、7月には「平和の定着」に関する第2回東京会議を開催するなど、選挙支援や元兵士の武装解除・

(注18) United Nations Peacekeeping Operations : UNPKO または単に PKO という。PKO とは本来、安保理決議に基づき、停戦合意の成立後に国連が紛争当事者の間に立って停戦や軍の撤退の監視等を行うことにより、事態の沈静化や紛争の再発防止を図り、紛争当事者による対話を通じた紛争解決を支援することを目的とした活動である。しかし、現在の PKO ではこれらの伝統的な任務に加え、選挙、文民警察、人権、難民帰還の支援から行政事務や復興開発までも任務とする複合的な PKO が増加しており、任務の多様化、複雑化の傾向が進んでいる。

PKOの現状



国連PKO一覧

(2006年12月末現在)

名称	期間
1 国連休戦監視機構 (UNTSO)	1948.6~現在
2 国連インド・パキスタン軍事監視団 (UNMOGIP)	1949.1~現在
3 第1次国連緊急隊 (UNEF I)	1956.11~1967.6
4 レバノン国連監視団 (UNOGIL)	1958.6~12
5 コンゴ国連軍 (ONUC)	1960.7~1964.6
6 西イリアン国連保安隊 (UNSF)	1962.10~1963.4
7 イエメン国連監視団 (UNYOM)	1963.7~1964.9
8 国連キプロス平和維持隊 (UNFICYP)	1964.3~現在
9 ドミニカ事務総長代表使節団 (DOMREP)	1965.5~1966.10
10 国連インド・パキスタン監視団 (UNIPOM)	1965.9~1966.3
11 第2次国連緊急隊 (UNEF II)	1973.10~1979.7
12 国連兵力引き離し監視隊 (UNDOF)	1974.6~現在
13 国連レバノン暫定隊 (UNIFIL)	1978.3~現在
14 国連アフガニスタン・パキスタン仲介ミッション (UNGOMAP)	1988.5~1990.3
15 国連イラン・イラク軍事監視団 (UNIIMOG)	1988.8~1991.2
16 第1次国連アンゴラ監視団 (UNAVEM I)	1989.1~1991.5
17 国連ナミビア独立支援グループ (UNTAG)	1989.4~1990.3
18 国連中米監視団 (ONUCA)	1989.11~1992.1
19 国連イラク・クウェート監視団 (UNIKOM)	1991.4~2003.10
20 第2次国連アンゴラ監視団 (UNAVEM II)	1991.5~1995.2
21 国連エルサルバドル監視団 (ONUSAL)	1991.7~1995.4
22 国連西サハラ住民投票監視団 (MINURSO)	1991.4~現在
23 国連カンボジア先遣ミッション (UNAMIC)	1991.10~1992.3
24 国連保護隊 (UNPROFOR)	1992.3~1995.12
25 国連カンボジア暫定機構 (UNTAC)	1992.3~1993.9
26 第1次国連ソマリア活動 (UNOSOM I)	1992.4~1993.3
27 国連モザンビーク活動 (ONUMOZ)	1992.12~1994.12
28 第2次国連ソマリア活動 (UNOSOM II)	1993.3~1995.3
29 国連ウガンダ・ルワンダ監視団 (UNOMUR)	1993.6~1994.9
30 国連グルジア監視団 (UNOMIG)	1993.8~現在
31 国連リベリア監視団 (UNOMIL)	1993.9~1997.9
32 国連ハイチ・ミッション (UNMIH)	1993.9~1996.6

名称	期間
33 国連ルワンダ支援団 (UNAMIR)	1993.10~1996.3
34 国連アゾウ帯監視団 (UNASOG)	1994.5~1994.6
35 国連タジキスタン監視団 (UNMOT)	1994.12~2000.5
36 第3次国連アンゴラ監視団 (UNAVEM III)	1995.2~1997.6
37 国連クロアチア信頼回復活動 (UNCRO)	1995.3~1996.1
38 国連予防展開隊 (UNPREDEP)	1995.3~1999.2
39 国連ボスニア・ヘルツェゴビナ・ミッション (UNMIBH)	1995.12~2002.12
40 国連東スラボニア・バラニャ及び西スレム暫定機構 (UNTAES)	1996.1~1998.1
41 国連ブレブラカ監視団 (UNMOP)	1996.1~2002.12
42 国連ハイチ支援団 (UNSMIH)	1996.7~1997.7
43 国連グアテマラ人権監視団 (MINUGUA)	1997.1~1997.5
44 国連アンゴラ監視団 (MONUA)	1997.6~1999.2
45 国連ハイチ暫定ミッション (UNTMIH)	1997.8~1997.11
46 国連ハイチ文民警察ミッション (MIPONUH)	1997.12~2000.3
47 国連文民警察サポート・グループ (UNCPSG)	1998.1~1998.10
48 国連中央アフリカ共和国ミッション (MINURCA)	1998.4~2000.2
49 国連シエラレオネ監視ミッション (UNOMSIL)	1998.7~1999.10
50 国連コンボ暫定行政ミッション (UNMIK)	1999.6~現在
51 国連シエラレオネ・ミッション (UNAMSIL)	1999.10~2005.12
52 国連東ティモール暫定行政機構 (UNTAET)	1999.10~2002.5
53 国連コンゴ民主共和国ミッション (MONUC)	1999.11~現在
54 国連エチオピア・エリトリア・ミッション (UNMEE)	2000.7~現在
55 国連東ティモール支援団 (UNMISSET)	2002.5~2005.5
56 国連リベリア・ミッション (UNMIL)	2003.10~現在
57 国連コートジボワール活動 (UNOCI)	2004.4~現在
58 国連ハイチ安定化ミッション (MINUSTAH)	2004.6~現在
59 国連ブルンジ活動 (ONUB)	2004.6~2006.12
60 国連スーダン・ミッション (UNMIS)	2005.3~現在
61 国連東ティモール統合ミッション (UNMIT)	2006.8~現在

(本表は国連資料をもとに作成)

現在活動中のもの
 太字 日本が参加している(した)もの

(※1) 以上、国連がPKOとしているもののほか、同様の任務を有するいくつかのミッションが派遣されている。例えば、国連東ティモール・ミッション (UNAMET : 文民警察要員、軍事連絡要員等から構成) が1999年6月から10月まで東ティモールに派遣され、日本もこれに文民警察を派遣した。
 (※2) 日本は2007年2月までに9つのPKO、5つの人道的な国際救援活動 (ルワンダ難民、東ティモール避難民、アフガニスタン難民、イラク難民、イラク被災民)、6つの国際的な選挙監視活動 (ボスニア・ヘルツェゴビナ (2件)、東ティモール (2件)、コンボ、コンゴ) に要員を派遣している。

動員解除・社会復帰(DDR: Disarmament, Demobilization and Reintegration)から難民・避難民の定住支援、インフラ整備まで継ぎ目のない包括的な支援を行っている。

スリランカにおいては2002年2月の停戦合意以降、20年間にわたる紛争で疲弊した北・東部地域に対して、人道・復旧分野を中心とする支援を実施している。また、日本は、2003年6月に、米国、ノルウェー、欧州連合(EU)とともに「スリランカ復興開発に関する東京会議」を開催する等、同国の和平プロセスに中心的な役割を果たした。同会議では、平和の進展を十分見極めながら3年間で最大10億ドルの支援を行う用意があることを表明し、このうち2005年度までに約7億5,000万ドルの支援を実施した。

アフリカ地域においても、2月に「TICAD

平和の定着会議」を開催し、スーダン、大湖地域、西アフリカを中心に6,000万ドル規模の当面の支援策を発表した。また、スーダンでは、UNHCRや国連世界食糧計画(WFP)、国連児童基金(UNICEF)等の国際機関を通じ難民・国内避難民に対し、総額5,500万ドルの人道支援を行った。

また、日本は、アジア、アフリカを中心とする紛争被害国において、人道上大きな問題となるのみならず、復興・開発活動を妨げる対人地雷・小型武器の回収・廃棄等を積極的に支援している。アンゴラでは、「アンゴラ共和国における国家地雷除去院能力向上計画」(4億6,400万円)等のプロジェクトを実施しているほか、日本のNGOの地雷・不発弾処理事業や地雷回避教育事業に対して計3億7,000万円の拠出を行った。

(2) 知的貢献の強化－国連平和構築委員会

日本は、国連平和構築委員会の設立に当たりイニシアティブを発揮し、現在、主要財政貢献国として創立メンバーに名を連ねている。同委員会は、安保理及び総会と緊密に連動しつつ、紛争後の現場で働く諸機関、市民社会の知見も活用しながら、国別会合において検討の対象となる国の平和構築上の優先課題を特定し、各国の政策や国際社会の支援に還元する役割を担っている。7月に最初の対象国としてブルンジ及

びシエラレオネが選ばれ、10月以降両国における平和構築に関する本格的検討が始まった。日本は、これまでの平和構築支援の経験と知見を最大限活用し、同委員会での議論に活発に参加し、「人間の安全保障」等の理念の共有を含め知的リーダーシップを発揮している。また、10月に設立された平和構築基金(2006年10月現在1億4,262万ドル)に対し2,000万ドルを拠出した。

(3) 平和構築に向けた人材育成

冷戦後のPKOミッションの多様化などに伴い、平和構築分野で活動する文民の需要が高まっているが、この分野の国際機関邦人職員数は依然低水準にとどまっております。こうした領域で活躍できる人材の育成は緊急の課題となっている。

8月、麻生外務大臣は平和構築の現場で必要になる知識や技術を教育する「寺子屋」(研修機関)を平成19年度より試験的に立ち上げ、アジアにおける平和構築分野の人材育成を推進していく旨表明した^(注19)。12月、安倍総理大臣はASEAN議長国であ

(注19) 外務省・国連大学共催「平和構築を担う人材とは～アジアにおける平和構築分野の人材育成に関するセミナー」における麻生外務大臣基調講演:「平和構築者の「寺子屋」を作ります」(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/enzetsu/e_gaimu.html)参照。

るフィリピンのアロヨ大統領に対し、日本の東アジア協力のための取組の一つとして、平和構築分野の人材育成構想を打ち出した。



外務省・国連大学共催「平和構築を担う人材とは～アジアにおける平和構築分野の人材育成に関するセミナー」において基調講演をする麻生外務大臣（8月29日、国連大学）

6. 軍縮・不拡散（科学技術・原子力分野の国際協力を含む）

【総論】

2006年は、北朝鮮による7月のミサイル発射及び10月の核実験実施発表、イランの核問題をはじめ、国際的な軍縮・不拡散体制が引き続き種々の挑戦に直面した年であった。

こうした情勢の中、日本は、核兵器や紛

争のない平和で安全な世界の実現と国際的な安全保障環境の向上を目指し、国際的な軍縮・不拡散体制の維持・強化のための様々な外交努力を行っている。

また科学技術面では、原子力分野等の二国間協力、原子力・宇宙・核融合分野等の多国間協力を通じ、国際社会の繁栄に向け取り組んでいる。

(1) 核軍縮

日本は、2006年も国連総会に核軍縮決議案^(注20)を提出し、同決議案は圧倒的支持を得て採択された。また、G8等の主要国との軍縮・不拡散に関する二国間協議も開催している。いまだに発効していない包括的核実験禁止条約（CTBT）^(注21)の発効促進については、9月にニューヨークでオーストラリア等とともにCTBT外相フレンズ会合を主催し、伊藤外務大臣政務官が未批准国に対し早期の批准を呼びかけた。CTBT

の国際監視制度^(注22)は、北朝鮮による核実験実施の際に改めてその有用性が認識され、日本としても引き続き整備に取り組んでいく。ジュネーブの軍縮会議（CD）においては、10年にわたり、多数国間の軍縮条約に関する実質的交渉が行われていなかったが、2006年の会期中に議長を務める6か国大使によるイニシアティブを受けて実質的な議論が行われ、米国がいわゆるカットオフ条約^(注23)に関する条約案を提出

(注20) 日本は、1994年以降毎年、核廃絶に向けた漸進的・現実的アプローチにのっとり、「全面的核廃絶」に至るまでの具体的「道すじ」を示した核軍縮決議案を国連総会に提出し、国際社会の圧倒的支持を得てきた。2006年は、核軍縮決議案「核兵器の全面的廃絶に向けた新たな決意」を提出し、国連総会で賛成167、反対3（米国、インド、北朝鮮）、棄権8の圧倒的多数の支持を得て採択された。

(注21) 地下核実験を含むあらゆる「核兵器の実験的爆発または他の核爆発」を禁止する条約。1996年、国連総会にて採択。現時点では未発効。2006年12月現在、批准国数137か国（署名国数177か国）。

(注22) 世界321か所に設置される4種類の監視観測所によりCTBTで禁止される核兵器の実験的爆発または他の核爆発が実施されたか否かを監視する制度。

(注23) 兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT：Fissile Material Cut-off Treaty）。核兵器及びその他の核爆発装置用の核分裂性物質（プルトニウム及び高濃縮ウラン等）の生産を禁止する条約。1993年9月にクリントン米国大統領によって提案された。ジュネーブ軍縮会議にて行われる予定の条約交渉はいまだに開始されていない。

大量破壊兵器、ミサイル及び関連物資等の軍縮・不拡散体制の概要

大量破壊兵器			大量破壊兵器の 運搬手段(ミサイル)	通常兵器 (小型武器、対人地雷等)	
核兵器	化学兵器	生物兵器		特定通常兵器 使用禁止・制限 条約(CCW) (102) 1983.12発効	国連小型武器 行動計画 (PoA) ※ 2001.7採択
軍縮・不拡散のための条約等 核兵器不拡散条約 (NPT)(★)(189) 1970.3発効 IAEA包括的保障措置協定 (NPT第3条に基づく 義務)(★)(154) 1971.2モデル協定採択 IAEA追加議定書(★)(78) 1997.5モデル 議定書採択 包括的核実験 禁止条約(★) (未発効)(CTBT) 1996.9採択 (批准国数:137、 発効要件国44か国中 34か国が批准)	化学兵器禁止条約 (CWC)(★)(181) 1997.4発効	生物兵器禁止条約 (BWC)(155) 1975.3発効	弾道ミサイルの拡散に 立ち向かうための ハーグ行動規範(HCOC)※ 2002.11立ち上げ(126) ※HCOCは政治的規範であっ て法的拘束力を伴う国際約 束ではない	対人地雷禁 止条約(152) 1999.3発効 ※は政治的規範であって法的拘束力を 伴う国際約束ではない	トレーシングに 関する国際文 書 ※
輸出管理レジーム 原子力供給国 グループ(NSG)(45) 原子力専用品・技術 及び汎用品・技術 (パート1)1978.1設立 (パート2)1992.6設立 ザンガー委員会 原子力専用品(36) 1974.8設立	オーストラリア・グループ (AG) (39) 生物・化学兵器関連汎用品・技術 1985.6設立	ミサイル技術管理レジーム (MTCR) (34) ミサイル本体及び 関連汎用品・技術 1987.4設立	ワッセナー・ アレンジメント(WA) (40) 通常兵器及び 関連汎用品・技術 1996.7設立		
新しい不拡散 イニシアティブ 拡散に対する安全保障構想 (PSI) 2003.5.31立ち上げ					

(注1) 図表中の(★)は検証メカニズムを伴うもの。

(注2) ()内の数字は2006年12月現在での締結、批准、加盟国数。

(注3) 通常兵器に関しては、このほかに移転の透明性向上を目的とする国連軍備登録制度が1992年に発足。

するなど、停滞打開の端緒となる動きが見られた。日本も、同条約案に関する作業文書を提出したほか議論に積極的に貢献した。また、河野衆議院議長や山中外務大臣政務官が軍縮会議に出席し、CD 停滞打開と同条約の早期交渉を訴える演説を行った。

1998年に核実験を実施したインドとパキ

スタン^(注24)は、依然としてNPT加入とCTBT署名に至っていない。日本は、1月の麻生外務大臣のインド訪問を受け、インドとの初の軍縮・不拡散協議を5月に開催し、また、パキスタンとも7月に協議を行うなど、両国に対し、引き続きNPTへの加入及びCTBTの署名・批准を働きかけてきている^(注25)。また、インドに対する

(注24) パキスタンでは2004年2月に「核開発の父」と呼ばれるカーン博士を含む科学者が、核関連技術の国外流出にかかわっていたことが明らかになった。これらは国際社会の平和と安定、核不拡散体制を損なうものであるとともに、流出先の一つと見られている北朝鮮への流出は、日本の安全保障上の重大な懸念であるとの認識の下、日本はパキスタンに対し、累次の機会に遺憾の意を伝えるとともに、本件に関して日本に情報を提供し、再発防止策を講ずるよう強く求めている。

(注25) 1月、麻生外務大臣がインド・パキスタン両国を訪問し、軍縮・不拡散に関する局長級協議の立ち上げにそれぞれ合意した。

民生用の原子力協力の実施を内容とする米印間の合意^(注26)については、インドの戦略的重要性、エネルギー需要の増大^{いしずえ}の手当ての必要性等も踏まえつつ、NPTを礎とする国際的な核軍縮・不拡散体制に与える影響等を注意深く検討する必要がある、そのような観点から日本は国際的な議論に参加している。イスラエルは中東においてNPTに加入していない唯一の国であり、CTBT等の大量破壊兵器の軍縮・不拡散のための条約も批准していない。日本は、

機会をとらえ、イスラエル側に対し、大量破壊兵器の軍縮・不拡散体制への参加を強く求めてきている。

日本は軍縮・不拡散と日本海周辺的环境汚染防止の観点から、日露非核化協力委員会を通じてロシア極東地域に残された退役原子力潜水艦の解体支援^(注27)を実施している。また、現在ロシアによって進められている原子炉区画陸上保管施設建設^(注28)に対して協力を行っていく予定である。

(2) 不 拡 散

(イ) 地域の不拡散問題

北朝鮮は、7月5日に弾道ミサイルを発射し、10月9日には核実験実施を発表した。国連安保理は、これらを非難し、決議第1695号及び決議第1718号をそれぞれ7月16日及び10月15日に全会一致で採択した。北朝鮮が弾道ミサイルを発射し、核実験を実施したとしていることは、日本のみならず国際社会の平和及び安全を脅かすものであり、NPTを礎とする国際的な軍縮・不拡散体制への深刻な挑戦である。12月18日から22日まで、北京において、第5回六者会合（第2セッション）が開催され、朝鮮半島の非核化等、六者会合共同声明の実施に向けて議論が行われたが、実質的な成果を上げることなく、休会に入った。日本は、六者会合は、朝鮮半島の非核化を実現するための最も有効な枠組みであるとの基本的考えの下、引き続き、米国、中国等の関係国と緊密に連携しつつ、北朝鮮にすべての核兵器及び既存の核計画の放棄に向けた具体的行動をとるよう強く求めていく

（第2章第1節1.「朝鮮半島」参照）。

過去20年近くIAEAに申告せずに核活動を行い、信頼回復のために濃縮関連・再処理活動の停止を求められてきたイランは、求めに反し、1月にウラン濃縮関連活動を再開した。これを受け、2月、IAEA特別理事会は、本件を国連安保理に報告することなどを内容とする決議を圧倒的多数で採択した。同報告を受け、3月31日、国連安保理は議長声明^(注29)を発出し、7月31日には、イランの核問題に関するものとしては初の安保理決議である決議第1696号を採択（賛成14、反対1）した。決議第1696号は、8月31日までにイランが同決議を遵守しない場合に、国連憲章第7章第41条^(注30)下の適当な措置を採択する意図を表明した。しかし、イランはその後ウラン濃縮活動を継続・拡大し、6月のEU3（英国、フランス、ドイツ）、米国、ロシア、中国の6か国による包括的提案^{しんし}に真摯な対応を示さず、8月22日の包括的提案に対する回答も、決議第1696号の要求にこた

(注26) 2005年7月及び2006年3月、米印首脳間で合意。インドへの民生用原子力協力を制限している原子力供給国グループ(NSG)(本節6.(2)(ロ)「大量破壊兵器等の拡散防止の取組」参照)のガイドラインの調整を追求するなどを米国が約束。インドは、すべての民生用原子力施設をIAEA保障措置下に置くことに合意。

(注27) 本事業は2002年6月のG8カナナキス・サミットにおいて、大量破壊兵器及びその関連物質の拡散防止を主な目的として、首脳レベルで合意された「G8グローバル・パートナーシップ」の一環として実施されているもの。「希望の星」と命名されている。

(注28) 極東地域において、海上保管されている解体原子力潜水艦原子炉区画を陸上において長期間安定して保管するための施設。

(注29) 同議長声明は、イランに対し、IAEA理事会の要求事項履行を求めるとともに、すべての濃縮関連・再処理活動の完全かつ継続的な停止を再度行う重要性を強調。

(注30) 「安全保障理事会は、その決定を実施するために、兵力の使用を伴わないいかなる措置を使用すべきかを決定することができ、かつ、この措置を適用するように国際連合加盟国に要請することができる。この措置は、経済関係及び鉄道、航海、航空、郵便、電信、無線通信その他の運輸通信の手段の全部または一部の中断並びに外交関係の断絶を含むことができる。」

えるものではなかったことから、その後のEU3とイランの協議及び関係国間の協議を踏まえ、12月23日、安保理は、国連憲章第7章第41条下の措置を含む決議第1737号を全会一致で採択した。日本としては、イランが、IAEA理事会及び国連安保理の要求に従い、すべての濃縮関連・再処理活動を停止し、交渉のテーブルにつくよう、関係国と緊密に連携しつつ、引き続き働きかけていく考えである（第2章第6節4.「イラン」参照）。

（ロ）大量破壊兵器等の拡散防止の取組

日本は、大量破壊兵器等の拡散防止に向け、IAEA保障措置^(注31)及び輸出管理の強化、「拡散に対する安全保障構想(PSI)」^(注32)への参加等の外交努力を積極的に継続している。

IAEAの保障措置は、核物質等の軍事転用を防止するための検認制度であり、国際的な核不拡散体制の実効性を確保する上で中核をなす制度である。日本は、特に、多くの国が保障措置強化のための「追加議定書」^(注33)を締結することが重要であるとの認識の下、二国間・多国間の協議の場をとらえ、各国に締結を求めている。また、保障措置のより一層の効率化の観点から、日本は、「統合保障措置」^(注34)がより多くの国に適用され、それに伴い保障措置の受入れ国とIAEAの双方の負担や経費が削減されることが重要と考えている。

兵器やその関連汎用品の供給能力を持ち、かつ不拡散の目標を共有する国々の間では、それぞれの国からの軍事的な用途につながり得る輸出を協調して管理する取組がなされている。現在、兵器の種類に対応した5つの輸出管理レジーム^(注35)が存在し、日本はこれらすべてに参加するとともに、原子力供給国グループ(NSG)の事務局機能を引き受けているのははじめ、その強化に貢献している。ミサイルに関しては、その使用・開発等を禁じる国際的な規範はないが、日本は、「弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範(HCOC)」^(注36)の実効性の確立と普遍化に積極的に貢献している。

不拡散に関する国際規範を受け入れていない国の存在等により、拡散を完全には阻止できていない現状に対し、従来の不拡散体制の「抜け穴」を埋めるべく、日本はPSIの訓練や会合に積極的に参加してきている。4月のオーストラリア主催航空阻止訓練には、税関及び警察庁・警視庁職員からなる特別チームが参加した。

また、同様に核不拡散体制の「抜け穴」を埋めるべきとの問題意識から、濃縮・再処理等の機微な技術が拡散しないよう、核不拡散と原子力の平和的利用の両立を目指した様々なイニシアティブが提案されてきており、日本も、米国等が提案している核燃料供給保証に係る6か国構想^(注37)を補完するものとして、9月のIAEA総会にお

(注31) IAEAが各国と個別に締結した保障措置協定に基づき、核物質等が軍事目的に利用されていないことを確保することを目的として、「査察」等の手段により検認活動を行うもの。NPT締約国たる非核兵器国は、NPT第3条に基づき、IAEAとの間で保障措置協定を締結し、国内のすべての核物質について保障措置を受け入れる(包括的保障措置)ことが求められている。

(注32) PSI(Proliferation Security Initiative)：大量破壊兵器、ミサイル及びそれらの関連物資の拡散を阻止するために、国際法・各国国内法の枠内で参加国が共同してとり得る措置を検討・実践する取組。75か国以上が、活動の基本原則を定めた「阻止原則宣言」を支持し、実質的にPSIの活動に参加・協力している(2006年12月現在)。

(注33) IAEAとの包括的保障措置協定に追加してIAEAとの間で各国が締結する議定書。この締結により、IAEAに申告すべき原子力活動情報の範囲や「補完的アクセス」による検認対象場所が拡大されるなど、IAEAの権限が強化される。2006年11月現在、78か国が締結。

(注34) 従来の保障措置協定(包括的保障措置協定)に基づく保障措置と追加議定書に基づく保障措置との合理的かつ有機的な統合を図る概念。具体的には、追加議定書の実施を通じ、「未申告の原子力活動及び核物質の不存在」の結論がIAEAより得られた国を対象に、従来型の保障措置に基づく通常査察を減少させることなどにより保障措置を効率化するもの。この「結論」が出された国はこれまで24か国であり、そのうち日本、オーストラリア、ハンガリー、インドネシア等について統合保障措置が適用されている(2006年12月現在)。

(注35) 図表「大量破壊兵器、ミサイル及び関連物資等の軍縮・不拡散体制の概要」中の「不拡散のための輸出管理レジーム」参照。各輸出管理レジームの概要については、外務省ホームページ上の「国際輸出管理レジーム」のページ(<http://mofa.go.jp/mofaj/gaiko/regime/index.html>)参照。

(注36) HCOC(Hague Code of Conduct against Ballistic Missile Proliferation)：弾道ミサイル不拡散のための初めての国際的政治合意であり、弾道ミサイルの拡散防止、弾道ミサイルの実験・開発・配備の自制などの原則と信頼醸成のための措置などが主な内容。126か国が参加(2006年11月現在)。

(注37) 2005年9月以降、米国を中心として、保障措置協定違反がなく、原子力安全、核物質防護上の基準を満たし、機微な技術を放棄した国を対象に、現在の核燃料市場を補完する「セーフティネット」としての「仮想燃料銀行(virtual fuel bank)」の構築を目指し、濃縮ウランの供給を現在行っている国(米国、フランス、英国、ロシア、ドイツ、オランダ)が核燃料供給保証の枠組み構築に関する議論を進めてきた。右構想は2006年6月のIAEA理事会に6か国構想(RANF)として提出された。なお、米国は核燃料供給保証に更なる保証を与えるため、独自のイニシアティブとして、IAEAの検証の下で17.4トンの兵器級高濃縮ウランを希釈して得られる低濃縮ウランを用いる「燃料備蓄(Fuel Reserve)」を2009年までに設けることを提案。

いて「IAEA 核燃料供給登録システム」に関する提案^(注38)を行うなど、新たな枠組みの構築に向け、議論に積極的に参画している。

日本は2003年以降毎年度、東京でアジア不拡散協議（ASTOP：Asian Senior-level Talks on Non-Proliferation）^(注39)を、また、

1993年以降毎年度、アジア輸出管理セミナーを開催するなど、アジアにおける不拡散体制への理解の促進と取組の強化を目指す働きかけ（アウトリーチ活動）を積極的に実施し、地域の不拡散体制強化に向け外交努力を継続している。

(3) 原子力の平和的利用のための国際的な枠組み

原子力の平和的利用の促進は、国際的な核軍縮及び核不拡散を確保する上で極めて重要である。原子力の平和的利用のためには、核不拡散に加えて、原子力安全及び核セキュリティ（核テロ対策等）の確保も不可欠であり、国際社会においてはこれらを確保・強化するための枠組みが設けられているが、日本はこうした国際的な取組を積極的に支援している。

拡大する世界のエネルギー需要や地球温暖化防止の観点から、近年世界的に原子力に対する評価が高まっており、アジアにおいても、原子力発電の新規導入や拡大を検討する国が増加している。このような「原子力ルネサンス」と称される流れの中で、

原子力先進国である日本は、関係国が核不拡散、原子力安全及び核セキュリティを確保できるよう、様々な支援・協力を行っている。

また、核不拡散等の要請と両立し得る原子力技術開発のためのイニシアティブとして、日本は、米国の「国際原子力エネルギー・パートナーシップ（GNEP）」などに積極的に参加している。

2006年には、日本と欧州原子力共同体（ユーラトム）加盟国との間の原子力の平和利用を促進するための「日・ユーラトム原子力協定」の交渉が妥結し、同協定は12月に発効した。

(4) 化学、生物、通常兵器

(イ) 化学兵器

化学兵器禁止条約（CWC）^(注40)は、化学兵器の生産・保有・使用等を包括的に禁止し、既存の化学兵器の全廃を定めるとともに、条約の遵守を検証制度（申告と査察）により確保するものであり、大量破壊兵器の軍縮に関する条約としては画期的な条約である。最近では、米露等の化学兵器の廃棄が遅延し始めていることや普遍化（締約国数の増加）及び締約国の国内実施措置を

強化することが大きな課題となっている。日本は、普遍化や国内実施措置強化に関して、主としてアジア地域諸国を対象として取り組んでおり、2006年には特にイラクの締結促進を支援するなどした。また、日本は、CWCに基づき、旧日本軍が中国に遺棄した化学兵器の廃棄義務を負っているが、2007年4月の廃棄期限までに廃棄を完了することは困難となったため、2006年4月、日中両国は共同で廃棄期限の5年間の

(注38) 日本は、RANFの趣旨・目的に賛同しており、今後も国際的な議論に建設的に参加し、貢献していく観点から、現在の供給国の独占体制の維持という文脈で懐疑的にとらえられている面もあるRANFに対する参画性を高め、これを補完するものとして、9月のIAEA総会及び並催の特別イベントにおいて、「IAEA核燃料供給登録システム」に関する提案を行った。この提案は、具体的には一定の条件下、ウラン濃縮に限らず、ウラン原料、転換、燃料加工、ウラン在庫、備蓄等の核燃料供給全般について各国がそれぞれの実態に応じて、その供給能力をIAEAに登録し、供給面での不安の解消と市場の攪乱（かくらん）の予防に努める制度をIAEAにおいて創設するというものである。

(注39) ASEAN10か国、日本、中国、韓国、米国、オーストラリアの局長級の不拡散政策担当者が一堂に会し、アジアにおける不拡散体制の強化に関する諸問題について議論を行うもの。

(注40) 1997年4月発効。締約国数は181か国（2006年12月末現在）。

延期（2012年4月まで）を執行理事会に要請し、7月の執行理事会において承認された。

（ロ）生物兵器

生物兵器禁止条約（BWC）^(注41)は、生物兵器の開発・生産・保有等を包括的に禁止する唯一の多国間の法的枠組みであるが、条約の実施を確保する手段に関する規定が十分でないため、条約をいかに強化するかが課題となっている。

11月から開催された第6回運用検討会議（5年に1度開催）では、条約の運用状況を見直し、これまでの作業計画での議論も踏まえて、次回運用検討会議（2011年）までの年次会合の開催^(注42)や、事務局機能を有する履行支援ユニットの設置等に合意した。日本は、現行の条約強化プロセスを支持しており、今回会議に向けた準備作業としてBWC東京セミナー^(注43)を開催し、また会議中も積極的な提案を行うことで議論の活性化に貢献した。

（ハ）小型武器

近年、国際社会には過剰な小型武器が存

在し、紛争を激化・長期化させるだけでなく、紛争後の国家や社会の復興の大きな障害となっている。6月には、国連小型武器行動計画履行検討会議が開催され、国連小型武器行動計画（2001年策定）の履行状況や国際社会の今後の取組について議論が行われた。

日本は、アジア、アフリカを中心とする各地で、小型武器の回収と地域社会の開発等を組み合わせた小型武器回収プロジェクトを関係機関と協力しながら実施している。カンボジアで紛争の予防・平和構築無償資金協力事業として実施中の「カンボジアにおける平和構築と包括的小型武器対策プログラム」では、2006年10月までに2万3,000丁を超える小型武器が回収された。

（二）対人地雷問題

日本は、国際社会全体での実効的な対人地雷の禁止と、被害国への地雷対策支援の強化を「車の両輪」として包括的な取組を推進している。前者については、より多くの国が対人地雷禁止条約（オタワ条約）^(注44)を締結するべく、日本は、アジア太平洋地域の未締結国を中心に条約締結の働きかけ



カンボジアにおける小型武器破壊式典の様相
（写真提供：日本小型武器対策支援チーム（JSAC））

(注41) 1975年3月発効。生物兵器の開発、生産、貯蔵、取得及び保有を包括的に禁止するとともに、保有する生物兵器の廃棄義務を規定する。締約国数は155か国（2006年12月現在）。

(注42) BWC 締約国は、2011年次回運用検討会議まで、締約国会合及びその準備の専門家会合を毎年開催して、条約の強化に関する6分野を順次協議し、締約国間の共通理解と実効的措置を促進していくこととなった。

(注43) 2月14日～15日に開催。計26か国の政府及び機関関係者、国内外専門家等約70名が参加した。

(注44) 対人地雷の使用、生産等を禁止し貯蔵地雷の廃棄、埋設地雷の除去等を義務付ける条約で、1999年3月に発効した。2006年12月末現在の締約国数は、日本を含め152か国。

を行っている。

後者については、日本は1998年以降、地雷除去、犠牲者支援、地雷回避教育等のた

め、30か国以上に対して240億円を超える支援を実施している。

(5) 科学技術分野の国際協力

科学技術の二国間協力推進のため、日本は、各国との科学技術協力協定に基づく定期的な政府間会合等を通じて、科学技術政策等に関する意見交換や、共同研究案件を協議している。2006年には、ウクライナ、ロシア、フランス、スウェーデン、米国、イスラエル、南アフリカ、英国、ドイツ、オーストラリアとの間で会合を開催し、テロ・犯罪対策、宇宙、海洋、ライフサイエンス、研究者交流等多岐にわたる分野の科学技術協力を議論した。

多国間の国際協力プロジェクトの推進例としては、以下の分野で日本は積極的に取り組んでいる。

資源エネルギーの分野では、核融合エネルギーが将来のエネルギー源の一つとして期待されているが、日本は国際共同プロジェクトである国際熱核融合実験炉（ITER）計画を推進している。11月21日にはイーター機構設立協定が署名され、初代のイーター事務局長として、池田要前クロアチア大使が就任予定である。

宇宙分野では、日本は、国連宇宙空間平和利用委員会に参加し、国際的な法的枠組

みづくりを進めるとともに、宇宙での実験を行う研究所を建設する国際宇宙ステーション（ISS）計画に各国と共同で参加している。ISS計画の中で、日本初の有人実験施設（「きぼう」）が打ち上げられる予定であるほか、日本は、ISSへの物資輸送手段の一つとして、宇宙ステーション補給機（HTV：H-II Transfer Vehicle）の開発に取り組んでいる。

地球観測の分野では、日本は各国と協力し、アルゴ計画（高度海洋監視システム）^(注45)、統合国際深海掘削計画（IODP）等を中心に推進している。また、地球観測グループ（GEO）では、全球地球観測システム（GEOSS）10年実施計画に積極的に取り組んでいる。

不拡散分野では、ソ連崩壊に伴う大量破壊兵器関連技術の拡散防止のための国際科学技術センター（ISTC）に参加し、旧ソ連諸国で大量破壊兵器の研究開発に従事していた研究者・技術者の民生転換を支援している。日本は、ISTCのプロジェクトに対し、これまで約6,000万ドル（2006年現在）の支援を行っている。

7. 人 権

【総 論】

人権・民主主義とは、人一人ひとりの幸せの実現の基礎となる価値及び制度であり、人権・民主主義基盤が各国において十分に整備されることは、平和で繁栄した社会の確立、ひいては、国際社会の平和と安定に直結する。11月に行われた麻生外務大

臣の「自由と繁栄の弧」に関するスピーチにおいて、日本は外交の新機軸として人権・民主主義をはじめとする普遍的価値を重視することを強調している。

国連でも、2005年9月の首脳会合「成果文書」において人権が国連の主要な3つの柱の一つとして再確認され、3月にそれまでの人権委員会を強化した人権理事会が新

(注45) 海面から水深2,000メートルまでの水温・塩分データを観測・通報するフロートを全世界で約3,000個展開する海洋監視システムの構築計画。

設されるなど、「人権の主流化」の動きが加速している。国連総会では、日本も条約交渉に積極的に参加してきた強制失踪条約（仮称）と障害者権利条約（仮称）が採択され、国連における人権の保護・促進メカニズムの強化に大きな前進が見られた。

また、女子差別撤廃委員会委員選挙（6月）、自由権規約^(注46)委員会委員選挙（9月）では、それぞれ、齋賀富美子人権担当大使、岩沢雄司東京大学法学部教授が当選した。日本は、これらの専門家の活動を通じて、引き続き国際的な人権の保護・促進に貢献していく考えである。

民主主義分野に関しては、10月、有馬龍

夫政府代表が第6回新生・復興民主主義国際会議（カタール）に出席し、日本の経験を踏まえ、民主主義が平和や繁栄に不可欠であることを強調した。また、普遍的な価値を重視する日本外交政策推進の観点から、国連民主主義基金に対し1,000万ドルの拠出を行うことを決定した。

日本は、国連をはじめとする多国間の場合における人権・民主主義にかかわる取組と、人権対話や開発援助等を通じた二国間の場における取組を相互に連携させつつ、開発援助を通じた人権・民主主義基盤の整備から包括的に人権・民主主義外交の強化を図っていく考えである。

(1) 国連の場における取組

3月、国連が世界の人権問題により効果的に対処することを目的として、人権理事会が創設され、日本は第1回人権理事会理事国選挙（5月）で当選した。6月の人権理事会第1回会合ハイレベル・セグメントでは人権を担当する山中燐子外務大臣政務官が発言し、「人権の主流化」への支持を表明するとともに、拉致問題解決を含む北朝鮮の人権状況改善への国際的連携の強化を訴えた。また、強制失踪条約（仮称）が12月の国連総会本会議で採択され、同条約

交渉に積極的に参加してきた日本としては高く評価する。

9月に行われた人権理事会第2回会合には齋賀人権担当大使が出席し、拉致問題を含む北朝鮮の人権状況や女性、児童といった人権問題に関して発言するとともに、国連の特別報告者との対話に積極的に参加した。また、日本は、人権理事会第3回会合（11月～12月）のほか、深刻な状況等に応じ理事国の要請に基づき随時開催される特別会合（7月パレスチナ、8月レバノン、



人権理事会第1回会合でスピーチを行う山中外務大臣政務官
（6月19日、スイス・ジュネーブ）

(注46) 市民的及び政治的権利に関する国際規約（通称B規約）。

11月パレスチナ、12月スーダン)等にも積極的に参加した。

12月には国連北朝鮮の人権状況特別報告者が訪日し、拉致問題を含む北朝鮮の人権状況について調査を行った。人権理事会の具体的な作業方法等は引き続き協議中であるが、日本は「対話と協力」の原則の下、世界の人権状況の改善により効果的に対処できる人権理事会の機能強化に向け、積極的に貢献していく考えである。

10月から11月にかけて開催された第61回国連総会第三委員会では、国別やテーマ別の人権問題に関して議論が行われ、50本以上の決議が採択された。日本は、拉致問題への言及も含む「北朝鮮の人権状況」決議をEUとともに提出し、採択に向けた働き

かけを積極的に行った。その結果、拉致問題は国際的懸念事項であり、他の主権諸国家の国民の人権を侵害する、(北朝鮮が)関連決議を履行するよう要請する目的のための国際的連携を強化する必要性がある等、前年より強い文言の決議が採択された。また、同決議は、国連総会本会議においても、前年よりも多数の支持を得て採択された。

さらに、2005年9月の首脳会合「成果文書」において国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)の強化が決定され、日本は2006年度分としてOHCHRに約1,780万円を拠出した。また、12月には自由権規約の第5回政府報告を国連に対し提出した。

(2) 二国間人権対話^(注47)

人権の保護・促進のためには二国間の対話を通じた相互理解の醸成も効果的な手段であることから、日本は二国間の人権対話の実施を重視している。3月には前年に引き続きカンボジアとの間で人権対話を行

い、同国の今後の更なる人権状況改善のための努力について具体的に意見交換を行った。また、7月には初めてインドネシアとの間で人権対話を行った。

(3) 弱者保護への取組

世界中の多くの地域で多数の児童が武力紛争の被害を受けており、深刻な権利の侵害が続いている。こうした状況の中で日本も11月には大島国連代表部大使が安保理公開討論で発言し、児童を紛争から遠ざけ、教育等を通じて児童を保護する重要性を訴えた。

また10月には、日本は安保理議長国として平和の定着における女性の役割をテーマとして「女性・平和・安全」に関する安保理公開討論を開催した。日本は議長声明を

とりまとめたほか、「人間の安全保障」の概念に基づき引き続き女性の能力強化や保護を支援していく旨発言した。

さらに難民の保護・支援に関しては、1983年に設立され、インドシナ難民等に定住支援を行ってきた国際救援センターが2006年3月に閉所されたが、同年4月には都内に後継施設「RHQ支援センター」(通所式)を新設し、引き続き、条約難民等に対する生活支援や日本語教育、職業相談等を通じた定住支援を実施している。

(注47) 日本はこれまで8か国と人権対話を行った実績がある。

(4) 国際人道法

12月、ジュネーブ諸条約及び同第1追加議定書^(注48)の違反行為として申し立てられた事実を調査し、国際人道法の履行を確保・促進することを目的とする国際事実調査委員会の委員選挙が行われ、日本からは

真山全防衛大学校教授が初当選した。また、8月には国際人権・人道法をテーマとする国際法模擬裁判「2006年アジア・カップ」を東京で開催した。

8. 国際社会における「法の支配」の強化

【総論】

国際社会における「法の支配」については、近年、その意義がますます高まっている。例えば、2006年には、国連において法的な問題を扱う国連総会第六委員会で初めて「国内・国際レベルにおける法の支配」が議題としてとりあげられた。

国際社会における「法の支配」には、①各国国内における「法の支配」を条約の締結等を通じて確保していくというルールづくりの側面と、②国家間の紛争を国際法に基づき平和的に解決していくという紛争処理の側面の双方が含まれていると考えられる。

国際社会における「法の支配」の有するこのような2つの側面は、いずれも日本の外交政策上重要な課題である。また、国際社会における「法の支配」の推進は、国際社会の平和と安定を維持するために役立つのみならず、日本と近隣国をはじめとする各国との関係を強化するための基礎となり、また、経済活動を含む個人の活動の自由を確保することにもつながるものである。

上記①の観点からは、様々な分野での「国際的ルールづくり」に積極的に参画し、これを普遍的なものにしていく努力が重要

である。例えば、国際人権・人道法の分野では、活動を本格化させつつある国際刑事裁判所（ICC）への協力等の取組があり、経済活動を円滑化するとの観点からは、世界貿易機関（WTO）やEPA/FTAの締結等により経済面での国際ルールを発展させていくことがある。

上記②の観点からは、具体的な外交政策の立案・実施及び紛争の解決に際して、国際法を適切かつ積極的に活用することが重要である。特に、海洋を巡る問題の交渉等を通じた平和的な解決に当たって、国際法の重要性が増している。また、国際社会における有力国である日本が国際法を活用していくことを実績として積み重ねることで、国際社会における「法の支配」の定着に積極的に貢献できるとの側面を見逃すべきではない。

このような中、日本としても、国際社会の「法の支配」の基礎となる国際法規範の形成に向けた国際社会の取組に積極的に参画している。具体的には、国際法の漸進的な発達と法典化の促進を目的とした国連国際法委員会（ILC）や国連総会第六委員会における議論や、様々な分野での条約作成作業に積極的に貢献しており、11月には山田中正委員がILC委員再選を果たした。

(注48) ジュネーブ諸条約第1追加議定書はジュネーブ諸条約を補完・拡充するもの。同追加議定書では国際的な武力紛争において保護対象となる傷病者、捕虜、文民などの範囲が拡大され、戦闘の方法・手段の規制等も含まれた。

(1) 刑事分野における国際的な取組

政府は現在、国際社会の関心事である最も重大な犯罪を犯した個人を国際法に基づき処罰するための常設の国際刑事法廷である国際刑事裁判所（ICC）への加盟に向けて必要な作業を進めている。日本のICC加盟は、国際社会において、最も重大な犯罪の不処罰を許さないという決意を国際社会に対して明確に示すのみならず、国際刑事裁判の制度づくりや運用にアジアからの重要なプレーヤーとして参画し、ICCをより普遍的な組織にしていく上でも大きな意義を有する。12月には、ICCのキルシュ所

長を日本へ招聘し、国内におけるICCへの理解を促すとともに、ICC及び国際社会に対し、日本がICC加盟に向け大きな努力をしていることを強く印象付けた。

また、刑事事件の捜査、訴追等に必要証拠の提供等を条約上の義務として規定する刑事共助条約については、6月に米国、12月に韓国との間で条約の批准書の交換を行った。また、香港、ロシア及び中国との間でも交渉を行っており、刑事分野における共助の一層確実な実施及び効率化、迅速化に向け努めている。

(2) 海洋を巡る諸問題

日本は四方を海に囲まれ、広大な海と接する海洋国家であり、航行の自由をはじめとした海洋の法的秩序の在り方は、国益に大きな影響を与える。中国との関係では、排他的経済水域（EEZ）・大陸棚の境界が未画定の東シナ海における中国による一方的なガス油田開発を巡り見解の対立が続いているほか、2006年には韓国との間でEEZの境界未画定水域における海洋の科学的調査を巡って緊迫した事態が生じた。こうした問題への対応に際して、日本は、一貫して国連海洋法条約をはじめ国際法を遵守すべきとの立場を堅持しており、このような法的な主張の適否が決定的な重要性をもっている。政府としては、国連の主要

な司法機関である国際司法裁判所（ICJ）や国際海洋法裁判所（ITLOS）の判決等も踏まえ、引き続き国際法にのっとり平和的な解決を目指して努力しているところである。

また、近年、深刻な状況となっている海賊問題については、日本が提唱した「アジア海賊対策地域協力協定」が9月に発効した。日本は、その発効に向け、各国による締結の促進に努めるとともに、その発効後は、同協定に基づく国際機関である情報共有センターへの初代事務局長の派遣など、この分野の「法の支配」の推進に積極的に貢献してきている。

(3) 経済・社会分野

経済・社会分野においても、「法の支配」の観点を重視することは日本の利益に資する。例えばWTOにおいては、WTOの下で設けられた紛争解決手続がWTO加盟国からの信頼を得て効果的に機能しており、日本もこれを積極的に活用し、自らの立場を主張し具体的紛争を解決してきている。また、日本が推進しているWTOに

おける交渉や、各国・地域とのEPA/FTA、租税条約、社会保障協定、投資協定等の締結は、多角的な自由貿易や投資のルールを整備することで透明性を高めるとともに、諸外国とのルールに基づく経済面での結びつきを強化するものである。このような取組により、一層の予測可能性・安定性のある環境の下、貿易・投資や、日本

国民及び企業の海外における活動が一層拡大、円滑化することが期待される。加えて、日本は、環境・人権・文化・スポーツといった様々な分野においても積極的に国際ルールづくりを主導し、日本にとっても

有益な国際環境の形成に努力している。例えば、2006年には日本が積極的に交渉に参加してきた強制失踪条約や障害者権利条約が採択された。

9. 国際協力の推進（開発及び環境等の地球規模課題への取組を含む）

【総論】

2006年は、日本の政府開発援助（ODA）を一層戦略的かつ効果的に活用するため、国際協力（ODA、国際機関を通じた協力）の企画・立案、実施にかかわる体制を一新する大きな節目の年となった。内閣官房長官主催の「海外経済協力に関する検討会」がとりまとめた最終報告書による提言を受け、4月、政府は日本の海外経済協力に関する重要事項を機動的かつ実質的に議論するため、総理大臣と少数の閣僚から構成される「海外経済協力会議」を設置した。次に、この会議で審議された基本戦略の下、引き続き ODA の具体的な企画・立案、調整の中核を担う外務省は、外務大臣の下に国際協力に関する企画立案本部を設けるとともに、8月、経済協力局と国際社会協力部の国際機関等多国間の開発関連部門を統合し、国際協力局を新設した。これにより外務省は、二国間援助と国際機関を通じた

援助を有機的に連携させ、外交政策により即した国際協力のための企画・立案、調整を行う体制を整えた。実施機関については、円借款は国際協力銀行（JBIC）、技術協力は独立行政法人国際協力機構（JICA）、無償資金協力は外務省と援助手法ごとに実施の体制が異なるこれまでの体制を改め、援助手法間の連携を更に強化することを目的に、今後は JICA が基本的にこれらを一元的に担う体制を構築することとした。11月には改正 JICA 法が成立し、2008年10月の統合を目指し、現在、準備作業を行っている。

このような新しい体制の下、国際社会の中で存在感・影響力を一層高め、国際社会から評価され尊敬される日本を実現するよう、国際協力により積極的に取り組む必要がある。その際の理念として重要なのは、ODA 大綱に掲げられた諸原則である自由、民主主義、基本的人権そして市場経済化の実現と、一人ひとりの人間に着目し、



スマトラ沖大地震の被災地で、捜索・救助活動に従事する国際緊急援助隊
（写真提供：JICA）

保護と能力強化を通じて人間それぞれの持つ豊かな可能性を実現し、人づくり、社会づくりをもって国づくりを目指す「人間の安全保障」の視点である。

こうした理念の下、外務省（日本政府）は、大きく以下の2つの目的をもって国際協力に取り組んでいる。第一に、①経済成長を通じた貧困削減により途上国の開発へ取り組むこと、②環境、感染症、テロとの闘いなどの地球的規模の課題の解決に取り組むこと－を通じて、国際社会の平和と安定に貢献し、国際社会の一員としての責務を果たしていくことである。この目的はG8サミットをはじめ様々な国際会議において国際協力が主要な議題となっていることからしても、今後とも一層重要性を増すといえる。第二は、中国・インド等が台頭したこと等の新しい国際環境に的確に対応し、より外交政策に即した国際協力を企画・立案、実施していくことで、グローバ

ル化の中での日本の国益の確保を図ることである。これはODAの新たな使命とも位置付けられている。具体的には、特にアジアにおける経済の発展に伴い市場が拡大するとともに各国の相互依存関係が一層深化する中で、産業・物流インフラ整備や知的財産権保護等の制度整備、経済連携推進などをODAを通じて促進し、日本を含めた民間経済活動をより一層発展させることが挙げられる。また、資源・エネルギーの安定供給の確保や省エネルギー・代替エネルギー分野での協力の確保も日本の経済的発展という観点から重要である。

麻生外務大臣は、11月の講演において、ユーラシア大陸の外周に新興の民主主義国をつなぎ、「自由と繁栄の弧」を作ること提唱したが、その実現のためにもODAを含めた国際協力を戦略的・効果的に進めていく方針である。

(1) 日本のODA実績と取組

(イ) 日本の実績と国際公約の達成

2005年の日本のODA実績は、対前年比47.3%増の約131.5億ドル、対国民総所得（GNI）比も0.28%に上昇したが、これはイラクに対する債務救済及びインドネシア等への債務支払猶予という特殊要因によるものである。こうした特殊要因を差し引けば、ODA実績は約85.8億ドルで対前年比3.8%減となっている。

日本は、世界的な目標であるODAの対GNI比0.7%の目標達成の観点から、2005年に①3年間でアフリカ向けODAを倍増すること、②5年間で（2004年実績をベースとする額と比して）ODA事業量の100億ドル積み増しを目指すこと－を表明している。これらの国際公約が着実に実行できるよう、今後とも積極的にODAの実績を積み重ねていく考えである。

(ロ) 重点地域への取組

2006年に設置された海外経済協力会議と国際協力企画立案本部は、同年中にそれぞれ5回開催された。海外経済協力会議ではアジア地域、中国、インド、イラク、資源・エネルギー、貿易・投資等が、国際協力企画立案本部ではアジア地域、イラク、アフリカ、中央アジア・コーカサス及びGUAM（グルジア、ウクライナ、アゼルバイジャン、モルドバ）、貿易・投資等、その時々外交課題に即した議題につき議論がなされた。これらの議論で示された基本的な枠組みを踏まえつつ、ODAは以下のように実施された。

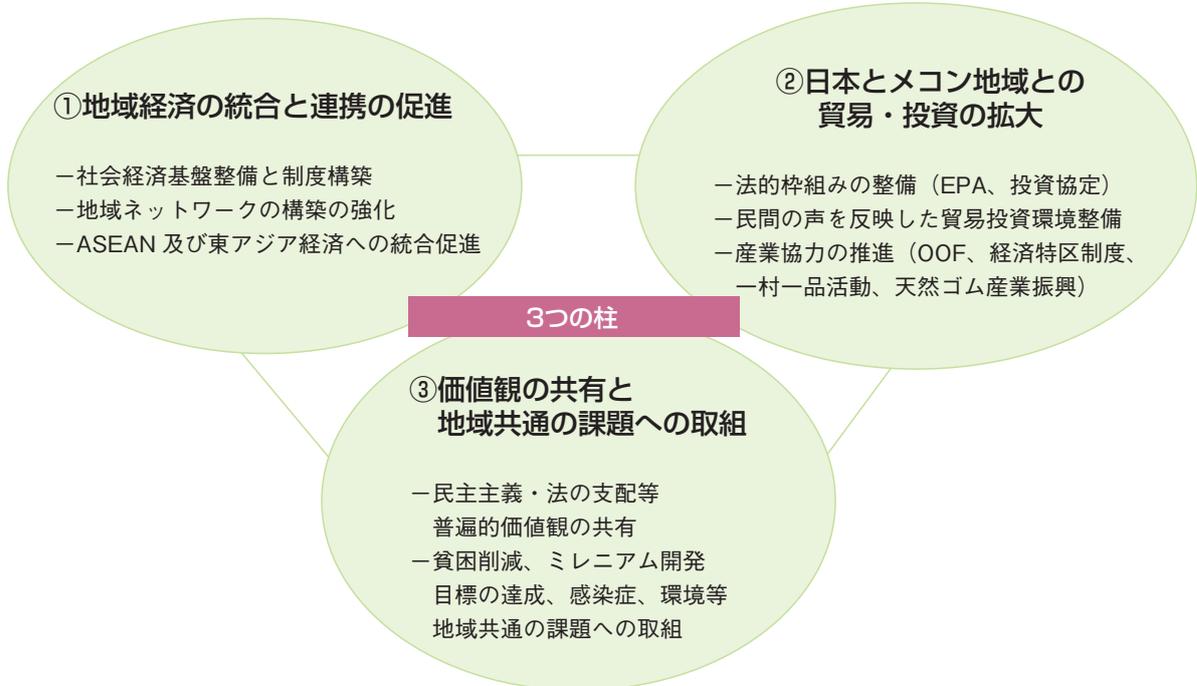
(i) アジア

日本と密接な関係にあり、日本の安全と繁栄に重要な意義を有するアジアは、ODA大綱においても重点地域とされている。日本は東アジア地域を中心に経済イン

日本・メコン地域パートナーシップ・プログラム（2006年12月発表）

3つの目標

- 日本とメコン地域のパートナーシップの更なる強化
- メコン地域の持続的な経済成長の実現
- メコン地域の人々の生存・生活・尊厳の確保とその豊かな可能性の実現



3つの新たな取組

1. メコン地域に対する ODA の拡充

- 今後3年間、メコン地域を日本経済協力の重点地域とし、カンボジア、ラオス、ベトナムの各国及び地域全体に対する ODA を拡充する。
- また、日・ASEAN 経済連携の促進のための総額 5,200 万ドルの新規拠出を活用して、CLMV に対して約 4,000 万ドルの支援を行うこととし、このうち約 2,000 万ドルは CLV の国境貧困地帯である「開発の三角地帯」のための支援として新たに供与する。
- 今後他の ASEAN 諸国と協議の上メコン地域に対する共同支援事業を大幅に拡大していく。

2. カンボジア、ラオスとの投資協定

日本とカンボジア及びラオスとの間でそれぞれ二国間投資協定の正式交渉を開始する。また、ラオスとは投資環境整備のための官民合同対話を新たに設立する。

3. 日本メコン地域閣僚会合

日本とメコン地域との政策対話の強化をはかるため、来年度の然るべきタイミングでメコン地域5か国の閣僚が参加する日本メコン地域閣僚会合を日本において開催すべく今後調整していく。

ドルの ODA の供与) を柱とするエネルギー協力イニシアティブを2007年1月の第2回東アジア首脳会議 (EAS) にて表明した。

世界最大の民主主義国であり基本的価値を共有するインドは急速な経済成長を遂げる一方で、世界の貧困人口の3分の1を抱

えている。日本は経済交流拡大のための取組から貧困問題への対策まで幅広くインドと協力を進めている。12月のシン首相訪日時には、インドが ODA の重点国であることを確認し、インフラ整備からエネルギー、環境対策まで幅広い包括的な協力を行うことを日印両国間で確認した。

一方、中国に対する ODA については、中国経済の発展が進む中で、その大部分を占める円借款の必要性が以前より相対的に低下してきていることから、日中両国は 2008 年の北京オリンピック前までに円借款の新規供与を「円満終了」することにつき共通認識に達している。一方で、中国における環境問題や省エネ、感染症等、日中両国が協力すべき分野は多く残っている。日中両国は、2006 年後半に安倍総理大臣訪中をはじめ APEC や EAS 開催にあわせ首脳会談、外相会談を行い、酸性雨・黄砂対策分野など省エネ・環境分野での協力を確認した。

(ii) 中東

世界の主要なエネルギー供給地域であり、日本が原油輸入の 9 割以上を依存する中東地域の平和と安定の確保は、国際社会全体の平和と繁栄に直結する重要な課題である。そしてイラクやアフガニスタンの復興は、中東地域全体の安定化にとって極めて重要であり、日本は国際社会と連携しつつ、引き続き積極的に支援を行っていく方針である。

5 月に正式な政府が発足したイラクにおける今後の復興プロセスにおいては、イラク政府のより主体的かつ自律的な取組を国際社会とともに支援している。日本の支援としては、2005 年 11 月に合意した債務救済（約 76 億ドルの対象債務を 3 段階に分けて合計 80% 削減）に加えて、15 億ドルの無償資金協力による当面の支援がすべて実施・決定されている。現在は、最大 35 億ドルの円借款による支援の段階へ移行しており、2007 年 1 月には電力、運輸、灌漑分野の計 4 件につき、円借款供与のための書簡の交換がなされた。また資金協力とも連携を図りつつ、研修を通じた能力構築も継続して

いく。

アフガニスタンでは、日本は、政治プロセス・ガバナンス、治安の維持、復興の 3 つの柱を中心に支援を行っている^(注51)。政治プロセス・ガバナンスに対する支援については、暫定政権への行政経費支援や選挙監視支援などを行った。一方、治安の維持に対する支援については、DDR、非合法武装集団の解体（DIAG：Disbandment of Illegal Armed Group）、地雷対策、警察支援などを行っている。また復興に対する支援として、難民・避難民の再定住支援、農業・農村開発支援、教育支援、インフラ整備などの支援を行っている。さらに、2007 年 1 月の安倍総理大臣の NATO 訪問時に、アフガニスタンの安定に向け NATO の地方復興チーム（PRT）が実施する基礎生活分野での復興活動との協力を強化する旨表明した。

(iii) アフリカ

2000 年の国連ミレニアム・サミット以降、深刻な貧困、紛争、飢餓、感染症、累積債務等の諸課題を抱えるアフリカに対する支援強化の機運は国際社会において極めて高い。日本も 1993 年以降、TICAD プロセスを基軸として「平和の定着」、「経済成長を通じた貧困削減」、「人間中心の開発」を三本柱とする積極的な支援を行っている。2 月には「TICAD 平和の定着会議」において、元児童兵社会復帰や紛争後のコミュニティ支援など 6,000 万ドル規模の支援策を発表した。

今後も、これら支援策を着実に実施していくとともに、2008 年の TICAD IV を念頭に、国際機関・他ドナーとの連携や南南協力、特にアジア・アフリカ協力の推進を通じて、アフリカの自律的發展に向けた協力を強化していく。

(注51) 2002年に川口順子外務大臣が提唱した「平和の定着」構想に基づく。

(2) 人間の安全保障の推進に向けた地球規模課題への取組

(イ) 人間の安全保障

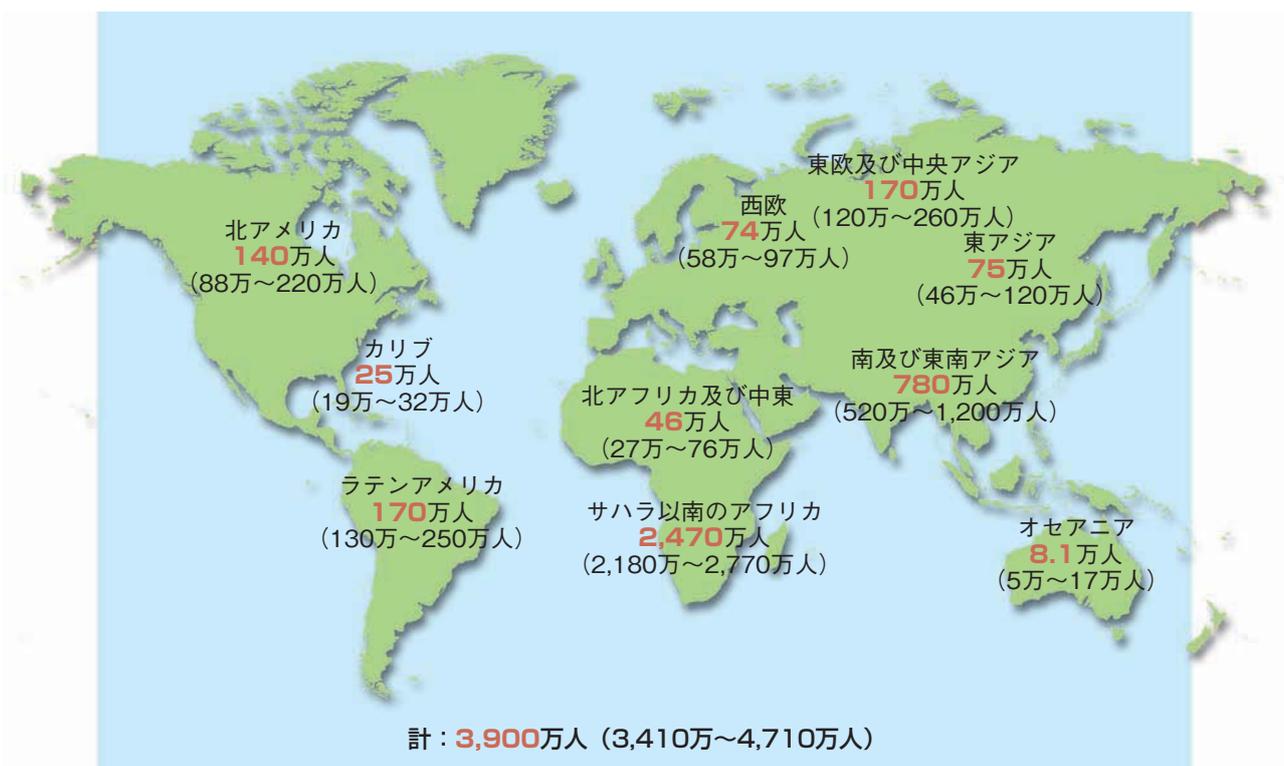
紛争やテロ、貧困、感染症、環境汚染といった脅威に直面する人々が恐怖に慄いたり、欠乏に苛まされることなく、平和的に尊厳をもって暮らしていける世界を実現していくことは、日本を取り巻く国際環境を安定的なものとし、日本自身の平和と繁栄を維持していく上での前提である。そのためには、前述の「人間の安全保障」の理念に基づく取組を強化していくことが不可欠である。日本は、これまで、「人間の安全保障」の理念の普及等を目的として設置された人間の安全保障諮問委員会（緒方貞子 JICA 理事長が議長）を支援するとともに、国連をはじめとする多国間の枠組みや二国間外交の場において、この理念の重要性を訴えてきた。また、国連事務局に設置した「人間の安全保障基金」を通じ、国連開発計画（UNDP）がタンザニアで実施するプロジェクトでは周辺諸国から流入した難民

を対象に、小型武器回収活動や基礎教育の提供に取り組むなど、人間の安全保障の実践に努めている。また、バングラデシュにおいて理数科プロジェクトの一環として青年海外協力隊が開発した算数ドリルを、ユニセフ経由で普及させることで、社会的弱者に初等教育を普及させるなど、二国間・多国間の連携を通じた人間の安全保障の推進も積極的に行っている。

(ロ) 感染症対策

日本は、感染症を途上国の住民に対する脅威かつ経済発展の阻害要因であるとともに、他国に容易に広がる人類共通の脅威でもあるととらえ、人間の安全保障の観点からその対策に積極的に取り組んできた。日本は世界エイズ・結核・マラリア対策基金の設立の契機をつくり、これまで累計約4億8,000万ドルを拠出してきた。2006年以降も、当面の間に5億ドルを拠出（同年に

2006年末時点でのHIV／エイズ感染者（大人及び子供）の推定数



出典：AIDS epidemic update: December 2006

1億3,000万ドル拠出済み)する予定である。また、6月、2001年エイズ特別総会の中間レビュー会合に森元総理大臣が出席し、世界及び日本のエイズ対策への取組につきスピーチを行った。

鳥及び新型インフルエンザについては、日本は、早期対応、情報共有、啓発活動が予防において重要と考え、1月の北京における国際会合において、1億5,500万ドルの支持を表明して着実に実施し、12月の日・フィリピン首脳会談等において新たに6,700万ドルの対策支援を表明した。

(ハ) 持続可能な開発に向けた地球環境問題への取組

気候変動や森林減少等の地球環境問題や自然災害は、持続可能な開発の達成と人間の安全保障に対する脅威である。日本は、こうした課題に対処するための国際的なルールづくりと協力枠組みの構築に積極的に取り組んでいる。

G8サントペテルブルク・サミットにおいては、循環型社会の構築を目指す「3Rイニシアティブ」^(注52)実施の推進が確認されるとともに、深刻化する違法伐採問題につき、取組の強化と途上国支援の推進が確

気候変動枠組条約／京都議定書を巡る国際交渉の主な動き



(*) COPは気候変動枠組条約締約国会議。COP/MOPは京都議定書の発効後開催される同議定書の締約国会議。

(注52) 2004年 G8 シーアイランド・サミットで日本が提案。廃棄物の発生抑制 (Reduce)、再使用 (Reuse)、再生利用 (Recycle) を通じて、資源と物資のより効率的な使用を奨励し、循環型社会の構築を国際的に促進する。

認された。日本はこの問題について国際熱帯木材機関 (ITTO)^(注53) やアジア森林パートナーシップ (AFP)^(注54) を通じた協力を推進している。また、日本の提案で始まった国連「持続可能な開発のための教育の10年 (ESDの10年)」については、3月に日本の国内実施計画を策定し、アジア各国との意見交換を行うなどの取組を進めている。さらに12月には、日本の主導で2008年を「国際衛生年」とすることが国連総会で決定され、緊急の課題である水と衛生への取組の機運を高めた。防災については「兵庫行動枠組」^(注55) 実施促進のため、国連国際防災戦略 (ISDR) の活動支援やアジア地域への支援を強化している。

2006年は、京都議定書後 (2013年以降) の将来枠組みに関する議論が本格化した年でもあった。日本は、米国や開発途上国を含む主要排出国が参加する、実効性のある枠組みの構築が重要との立場から、国際的な対話や交渉の場において積極的な発言・貢献を行ってきている。2005年のG8グレンイーグルズ・サミットでは「気候変動、クリーンエネルギー及び持続可能な開発に関する対話」を進めることが合意され、10月にはメキシコで第2回閣僚級対話^(注56) が開催され、低炭素社会の実現に向けた具体

的な方策や適応の問題等につき率直な意見交換が行われた。今後更に議論が深められ、2008年に日本で開催されるG8サミットにおいてその成果が報告される予定である。また、2005年7月に発足したAPP^(注57) でも、今後の活動の進展によりエネルギー効率改善を通じた温室効果ガス削減への貢献が期待される。

(二) 人道支援

現在、約3億人の5歳未満の子供たちが慢性的な飢餓に直面しており^(注58)、難民・国内避難民の数は2,000万人以上 (2006年1月1日現在)^(注59) に達している。こうした現状を踏まえ、日本は、国連における議論や人道支援政策に積極的に関与しつつ、さらに、WFP、ユニセフ、UNHCR 等人道支援関係国際機関への拠出を行い当該国際機関の支援活動を支えてきた。2006年には、3月にWFP及びユニセフ、7月にUNHCRとの政策協議 (於：東京) の開催、12月にグテーレス国連難民高等弁務官を日本に招くなど、個別政策協議等を積極的に行い、効率的な支援の実施及び日本との連携の強化を現場レベルに拡充させつつ顔の見える援助を目指している。

(注53) 熱帯林保有国の環境保全と熱帯木材貿易の促進を両立させ、開発途上国の経済的發展に寄与する目的で1986年に設立された。

(注54) アジアの持続可能な森林経営の促進を目的として、アジア諸国 (ASEAN)、援助国・国際機関及び NGO などが違法伐採対策、森林火災予防、荒地地の復旧 (植林) 等の活動を通じて協力していくためのパートナーシップ。

(注55) 2005年1月、国連防災世界会議 (於：神戸) において採択された防災施策の指針。

(注56) 2005年に開催されたG8グレンイーグルズ・サミットで合意された「気候変動、クリーンエネルギー及び持続可能な開発に関する対話」。G8及び中国、インド、ブラジル、南アフリカ、メキシコ等のエネルギー需要国を含む途上国が参加。

(注57) 「グリーン開発と気候に関するアジア太平洋パートナーシップ (APP)」。グリーンで効率的な技術の開発・普及を通じた環境汚染、エネルギー安全保障、気候変動問題への対処を目的として発足。参加国は、米国、オーストラリア、インド、韓国、日本、中国の6か国。

(注58) WFP 報告から。WFP は、約1万人の職員 (現地職員を含む) を有し世界82か国で支援地域の食糧事情にあった食糧支援を展開している。

(注59) 国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) 及び国連パレスチナ難民救済事業機関 (UNRWA) の保護や支援の対象となっている人数。UNHCR は、世界116か国 (262事務所) で活動し、その職員数は約7,000人 (80%以上が支援現場で働いている)。また、UNRWA は、パレスチナ難民の救済を行う唯一の国際機関である。